



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	 1
*4 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	 2
*5 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	 3
*6 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	 7
*7 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	 8
*8 住居手当に関する規則の一部を改正する規則	 44
*9 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	 46
*10 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	 50
*11 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	 53
*12 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	 55
*13 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則	 61
*14 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	 62
*15 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	 65
*16 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	 79
*17 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	 81
*18 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則	 84
*19 教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	 100
*20 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	 105
*21 教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	 108
*22 教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	 110
*23 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	 113
*24 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	 116
*25 警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	 126
*26 警察官の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	 130
*27 警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	 133
*28 和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	 135

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第3号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この規則は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「条例」という。)第11条の規定により、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「条例」という。)第7条第4項及び第11条の規定により、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定任期付職員業績手当) 第5条 <u>条例第7条第4項の特に顕著な業績を挙げたどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員(条例第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</u> 第6条 <u>特定任期付職員業績手当は、12月1日(以下この条において「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)第13条第7項に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。</u>
第5条・第6条 略 (初任給規則の規定の適用に関する読替え) 第7条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、職員の初任給規則第10条第1号中「第19条第1号又は第2号」とあり、教育職員の初任給規則第10条第1号及び市町村立学校職員の初任給規則第10条第1号中「第18条」とあり、並びに警察官の初任給規則第9条中「第17条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則(平成14年和歌山県人事委員会規則第35号)第5条」と、職員の初任給規則第26条第1項第2号中「第19条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則第5条」として、これらの規定を適用する。 第8条 略	第7条・第8条 略 (初任給規則の規定の適用に関する読替え) 第9条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、職員の初任給規則第10条第1号、教育職員の初任給規則第10条第1号、警察官の初任給規則第9条第1号及び市町村立学校職員の初任給規則の第10条第1号中に「第18条第1号又は第2号」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則第7条」と、職員の初任給規則第26条第1項第2号中「第18条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則第7条」として、これらの規定を適用する。 第10条 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第4号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和元年和歌山県人事委員会規則第20号)の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当の支給割合) 第7条 略 2～4 略 5 成績率は、会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、100分の315の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。 6 略	(勤勉手当の支給割合) 第7条 略 2～4 略 5 成績率は、会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、100分の215の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。 6 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第5号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(扶養手当) 第8条の2 略 第8条の3 略 第9条 新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、 <u>人事委員会が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。</u>	(扶養手当) 第8条の2 略 第8条の3 略 第9条 新たに職員となった者に扶養親族（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び第8条の2に規定する職員（以下この項から第3項までにおいて「行9級職員等」という。）にあっては、扶養親族たる子（条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。）に限る。）がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等（同条第2項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。）がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その者は直ちにその旨を書面をもって任命権者に届け出なければならない。 (1) <u>新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）</u> (2) <u>扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第14条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）</u>
2 前項の規定にかかわらず、任命権者において	

扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

- 3 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の初日から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から1月を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

- 4 扶養手当を受けている職員に、その月額を増額すべき事実が生じたときはその事実の生じた日の属する月の初日からその支給額を改定し、その月額を減額すべき事実が生じたときはその事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の初日からそれぞれその支給を開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行9級職員等以外の職員から行9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から1月を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

- 3 扶養手当は、第1号、第3号、第4号又は第7号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の初日から支給額を改定し、第2号、第5号又は第6号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行9級職員等が行9級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び第8条の3に規定する職員（以下この号及び第6号において「行8級職員等」という。）が行8級職員等及び行9級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行9級職員等以外のものがある行9級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規

5 前 2 項の規定により扶養手当の支給を開始し、又は支給額を改定する場合において、第 1 項の規定による届出がその月の給料の支給日以降になされたときは、その職員に対するその月の扶養手当は、翌月の給料の支給の際支給する。

6 前 3 項に定めるもののほか扶養手当の支給については、給料の支給方法に準ずる。

7 任命権者は、第 1 項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。第 2 項に規定する場合においても、同様とする。この場合において、次の各号に掲げる者を扶養親族と認定することはできない。

(1) 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 略

8 ～ 10 略

(地域手当)

第 9 条の 2 略

2 条例第 14 条の 2 第 3 項の地域手当の級地は、国家公務員の地域手当の級地の例によるほか、和歌山市及び橋本市を除く和歌山県内の地域は、6 級地とする。

第 9 条の 3 条例第 14 条の 4 第 1 項の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 職員がその在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた前条第 1 項に規定する地域又は公署（以下この条において「地域手当支給地域等」という。）に引き続き 6 か月を超えて在勤していない場合であって、地域手当支給地域等に引き続き 6 か月を超えて在勤していたとき（定年再任用短時間勤務職員であって法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用の前日に地域手当支給地域等に在勤をしていたものにあっては、当該在勤をしていた期間と当該採用の直後に地域手当支給地域等に在勤していた期間とを合算した期間が 6 か月を超えることとなる場合を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、同号に掲げるものの権衡上必要がある場合として人事委員会が定める場合

2 条例第 14 条の 4 第 1 項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

定による届出に係るものがある職員で行 8 級職員等及び行 9 級職員等以外のものが行 8 級職員等となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間（条例第 14 条第 4 項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

4 第 2 項及び第 3 項の規定により扶養手当の支給を開始し、又は支給額を改定する場合において、第 1 項の規定による届出がその月の給料の支給日以降になされたときは、その職員に対するその月の扶養手当は、翌月の給料の支給の際支給する。

5 第 2 項から第 4 項までに定めるもののほか扶養手当の支給については、給料の支給方法に準ずる。

6 任命権者は、第 1 項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。この場合において、次の各号に掲げる者を扶養親族と認定することはできない。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 略

7 ～ 9 略

(地域手当)

第 9 条の 2 略

2 条例第 14 条の 2 第 3 項の地域手当の級地は、国家公務員の地域手当の級地の例によるほか、和歌山市及び橋本市を除く和歌山県内の地域は、8 級地とする。

第 9 条の 3 条例第 14 条の 4 第 1 項の人事委員会規則で定める場合は、職員がその在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた条例第 14 条の 2 第 1 項に規定する地域又は公署（以下この条において「地域手当支給地域等」という。）に引き続き 6 か月を超えて在勤していない場合であって、地域手当支給地域等に引き続き 6 か月を超えて在勤していた場合とする。

2 条例第 14 条の 4 第 1 項の人事委員会規則で定める割合は、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から 6 か月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等

- (1) 前項第 1 号に掲げる場合 当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から 6 か月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る条例第14条の 2 第 2 項各号に定める割合のうち最も低い割合
- (2) 前項第 2 号に掲げる場合 別に人事委員会が定める割合

第 9 条の 4 略

- 2 条例第14条の 4 第 2 項の異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
- (1) 法第22条の 4 第 1 項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、人事委員会が定めるもの

別記第 2 号様式 (第13条の 8 関係)
処 分 説 明 書

略
(一時差止処分 of 取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差止められている期末手当又は勤勉手当が支給される。 1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられなかった場合 2 ～ 4 略
略

備考 略

に係る条例第14条の 2 第 2 項各号に掲げる割合のうち最も低い割合とする。

第 9 条の 4 略

別記第 2 号様式 (第13条の 8 関係)
処 分 説 明 書

略
(一時差止処分 of 取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差止められている期末手当又は勤勉手当が支給される。 1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかった場合 2 ～ 4 略
略

備考 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別記第2号様式の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(令和7年改正条例附則第4項の規定が適用される間の読替え)

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、この規則による改正後の職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）第8条の2中「条例第14条第1項ただし書の」とあるのは「職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和7年和歌山県条例第5号）附則第4項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第14条第1項ただし書に規定する職務の級が行政職給料表の9級に相当する職員として」と、新規則第8条の3並びに第9条第1項、第3項及び第10項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

(行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員)

3 職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和7年和歌山県条例第5号。次項及び附則第5項において「令和7年改正条例」という。）附則第4項の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第14条第1項ただし書に規定する職務の級が行政職給料表の8級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、新規則第8条の2及び第8条の3に規定する職員とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当)

4 令和7年改正条例附則第5項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合は、国家公務員の地域手当の級地の区分及び当該区分に応じた割合の例による。

5 令和7年改正条例附則第5項後段の人事委員会規則で定める級地は、国家公務員の地域手当の級地の例による。

(令和10年3月31日までの間における条例第14条の4の規定による地域手当に関する経過措置)

6 令和10年3月31日までの間における新規則第9条の3の規定の適用については、同条第1項中「次に」とあるのは「職員が異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6か月を超えて在勤していた場合であって、同日から6か月を遡った日の前日から当該異動等の日までの間に当該地域又は公署に係る条例第14条の2第2項各号に定める割合が変更されたとき(次項第1号において「支給割合の変更の場合」という。)及び次に」と、同条第2項第1号中「前項第1号」とあるのは「支給割合の変更の場合及び前項第1号」と、「定める割合」とあるのは「定める割合(異動又は移転の日から6か月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日までの間において当該割合が変更された場合にあっては、当該期間の支給割合のうち最も低い割合)」とする。

(新規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

7 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第42号)附則第9項に規定する暫定再任用職員は、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第9条の3及び第9条の4の規定を適用する。この場合において、新規則第9条の3第1項第1号中「第22条の4第1項」とあるのは「第22条の4第1項又は職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第42号。次条第2項第1号において「令和4年定年条例改正条例」という。)附則第6項、第7項、第11項若しくは第12項」と、新規則第9条の4第2項第1号中「第22条の4第1項」とあるのは「第22条の4第1項又は令和4年定年条例改正条例附則第6項、第7項、第11項若しくは第12項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和4年定年条例改正条例附則第6項、第7項、第11項若しくは第12項の規定による採用に係る任期が満了した日」とする。

(雑則)

8 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

和歌山県人事委員会規則第6号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(医療職給料表(3)の適用範囲) 第5条 医療職給料表(3)は病院、総務部総務管理局職員課(診療所)、中央児童相談所、精神保健福祉センター、保健所、高等看護学院、なぎ看護学校及び難病・こども保健相談支援センターに勤務する職員で次の各号に掲げるものに適用する。 (1)～(3) 略	(医療職給料表(3)の適用範囲) 第5条 医療職給料表(3)は病院、総務部総務管理局人事課(診療所)、中央児童相談所、精神保健福祉センター、保健所、高等看護学院、なぎ看護学校及び難病・こども保健相談支援センターに勤務する職員で次の各号に掲げるものに適用する。 (1)～(3) 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第7号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（経験年数を有する者の号給） 第15条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第12条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が、<u>医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものであるときにあつては3、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8级以上であるもの又は第39条の2各号に掲げる職員であるものであるときにあつては0</u>）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。 (1)～(5) 略 2・3 略 第36条 削除 （特定職員の昇給区分及び昇給の号給数） 第37条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8级以上であるもの、<u>医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの、医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの又は第39条の2各号に掲げる職員（以下この条及び次条において「特定職員」という。）を給与条例第10条第1項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて任命権者が別に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をE（給与条例第10条第3項の適用を受ける職員に</u>	（経験年数を有する者の号給） 第15条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第12条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が第37条第1項に規定する特定職員であるときは、3）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。 (1)～(5) 略 2・3 略 （行政職給料表の7级以上の職員に相当する職員） 第36条 給与条例第10条第2項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの (2) <u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3级以上であるもの</u> (3) <u>医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの</u> (4) <u>医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの</u> （特定職員の昇給区分及び昇給の号給数） 第37条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7级以上であるもの又は前条各号に掲げる職員（以下この条及び次条において「特定職員」という。）を給与条例第10条第1項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて任命権者が別に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をE（給与条例第10条第3項の適用を受ける職員にあつては、C、D又はE）に決定された特定職員は、昇給しない。

あつては、C、D又はE)に決定された特定職員は、昇給しない。
2～6 略

(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)
第39条 給与条例第10条第3項第1号の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員とし、同号の人事委員会規則で定める年齢は、57歳とする。

(行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員)
第39条の2 給与条例第10条第3項第2号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの

(2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

第42条の2 職員の分限に関する条例(昭和27年和歌山県条例第1号)第4条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び第39条の2各号に掲げる職員 降号した日の前日に受けていた号給より1号給下位の号給

2～6 略

(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)
第39条 給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、57歳とする。

第42条の2 職員の分限に関する条例(昭和27年和歌山県条例第1号)第4条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。

別表第1アの表を次のように改める。
別表第1 級別職務分類表 (第3条関係)
ア 行政職給料表級別職務分類表

職務の級			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
組織	知事		※福祉主事 又は福祉技師 ※医療主事 又は医療技師				副 主 任				
	本 庁		※航 海 士 ※機 関 士 ※通 信 士		※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士 検査専門員	※船 長 ※機 関 長	総括課長補佐 調 査 員 検 査 員 主任航海士 主任機関士 副主任航海士 副主任機関士 企画調整員	※室 長 分 室 長 旅券事務長 総括検査員		知事室次長 万博推進担当参事 技 監 会計局長	知事室長 理 事 会計管理者 技 監 空港活性化担当参事
	地方機	共 通					専門技術員	総括専門員			

関						調 査 員				
		振 興 局				出張所長 会計専門員 会計駐在員 旅券駐在員 検 査 員 入札契約統括員	※所 長 支 所 長 次 長 支所次長			
		東京事務所					次 長 企業誘致統括員			
		県税事務所				県税窓口統括員 課税事務総括促進員	次 長			
		消 防 学 校			※教務主任		副 校 長			
		防災航空センター					次 長			
		文 書 館					次 長			
		世界遺産センター				調 査 員	事 務 長			
		南紀熊野ジオパークセンター				事 務 長				
		環境衛生研究センター					次 長			
		消費生活センター				支 所 長	次 長			
		児童相談所					次 長 分 室 長			
		仙 溪 学 園					次 長			
		障害児者サポートセンター			室 長					
		精神保健福祉センター				次 長				
		保 健 所					支 所 長 次 長 支所次長			
		高等看護学院				事務長代理	事 務 長	副学院長		
		こころの医療センター					事務局次長	事務局長		
		公営競技事務所					次 長			

		産業技術専門学院	※職業指導員					副学院長			
		工業技術センター						副 所 長			
		水産試験場	※航 海 士 ※機 関 士 ※通 信 士		※主査航海士 ※主査機関士 副主査航海士 副主査機関士	※船 長 ※機 関 長	主任航海士 主任機関士 副主任航海士 副主任機関士				
		農林大学校				助 教	総務部長 農学部長 次 長 准 教 授	所 長 副 校 長 教 授 林業研修部長			
		和歌山下津港湾事務所						次 長			
		土砂災害啓発センター					所 長				
県 議 会							調 査 員 副 主 任	室 長 副 室 長 総括調査員		事務局次長	
教育委員会	共 通					※指導主事 ※社会教育主事 ※教育相談主事	主任指導主事 主任社会教育主事 主任教育相談主事 ※専 門 員 副 主 任				
	本 庁		※体育指導員			※人事主事 ※政策推進員		※室 長 教育企画員		教育企画監 局 長	
	地方機関	教育事務所				※人事主事		副 所 長			
		教育センター 学びの丘					教育相談室長	副 所 長			
		図 書 館	※司 書		副主査司書	主査司書	総括司書 主任司書 センター長 副主任司書	※副 館 長 紀南図書館長			
		近代美術館						※副 館 長			
		博 物 館						※副 館 長 教育企画員			
		紀伊風土記の丘						※副 館 長			

								教育企画員			
		自然博物館						※副館長			
		県立学校					※事務長 事務長補佐				
警察	共通				主任						
	本部		※保健師 ※航空整備士				調査官 隊長補佐 校長補佐 師範	※監察官 管理官 次席 所長 副所長 室長 場長 センター長 首席師範	理事官	参事官	
	地方機関	警察署						会計官			
選挙管理委員会	本庁							事務局長 事務局次長			
	地方機関	分局						分局長 分局長代理			
監査委員							調査員	総括調査員			
労働委員会									事務局次長		
海区漁業調整委員会								事務局長			

別表第4を次のように改める。

別表第4 経験年数換算表(第7条関係)

経歴		換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間(常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。)	100分の100
	その他の期間	100分の100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		100分の100以下
その他の期間		100分の100以下

	期間	
	その他の期間	100分の50以下

別表第7及び別表第8を次のように改める。

別表第7 昇格時号給対応表(第23条関係)

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	

32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38			
67	28	42	40	59	38			
68	28	42	40	60	38			
69	29	43	41	60	39			
70	29	43	41	60	39			
71	29	44	41	60	39			

72	30	44	42	60	39			
73	30	45	42	61	39			
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46	67				
87	35	47	46	68				
88	35	48	46	68				
89	35	48	47	69				
90	36	48	47	70				
91	36	48	47	71				
92	36	48	47	72				
93	37	49	47	73				
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						

112		52						
113		52						
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

イ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3

23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7
52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	
59	28	12	24	
60	28	12	24	
61	29	13	25	
62	29	13	25	

63	29	14	26	
64	30	14	26	
65	30	15	26	
66	30	15	26	
67	31	16	27	
68	31	16	27	
69	31	17	27	
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22		
83	38	23		
84	38	24		
85	39	25		
86	39	25		
87	40	25		
88	40	25		
89	41	26		
90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		
93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		
102	50	29		

103	51	29		
104	52	30		
105	53	30		
106	53	30		
107	53	30		
108	54	30		
109	54	31		
110	54	31		
111	55	31		
112	55	31		
113	55	31		
114	56	32		
115	56	32		
116	56	32		
117	57	32		
118	57	32		
119	58	33		
120	58	33		
121	59	33		

ウ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1

18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5

58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

エ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1

9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9
38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11

49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	
55	30	35	43	30	26	
56	30	36	44	30	26	
57	31	37	45	31	27	
58	31	38	46	31	27	
59	32	39	47	32	28	
60	32	40	48	32	28	
61	33	41	49	33	28	
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38		
79	41	53	62	38		
80	42	54	62	38		
81	42	54	63	39		
82	42	54	63	39		
83	43	55	64	39		
84	43	55	64	39		
85	43	55	65	39		
86		56	66	40		
87		56	67	40		
88		56	68	40		

89		56	69	40		
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

オ 医療職給料表(3) 昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1

16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	1	1
19	3	1	7	1	1
20	4	1	8	1	1
21	5	1	9	1	1
22	6	1	10	2	1
23	7	1	11	3	1
24	8	1	12	4	1
25	9	1	13	5	1
26	10	1	14	6	2
27	11	1	15	7	3
28	12	1	16	8	4
29	13	1	17	9	5
30	14	2	18	10	6
31	15	3	19	11	7
32	16	4	20	12	8
33	17	5	21	13	9
34	18	6	22	14	10
35	19	7	23	15	11
36	20	8	24	16	12
37	21	9	25	17	13
38	22	10	26	18	14
39	23	11	27	19	15
40	24	12	28	20	16
41	25	13	29	21	17
42	26	14	30	22	17
43	27	15	31	23	18
44	28	16	32	24	18
45	29	17	33	25	19
46	30	18	34	26	19
47	31	19	35	27	20
48	32	20	36	28	20
49	33	21	37	29	21
50	34	22	38	30	21
51	35	23	39	31	22
52	36	24	40	32	22
53	37	25	41	33	23
54	38	26	42	34	23
55	39	27	43	35	24

56	40	28	44	36	24
57	41	29	45	37	25
58	41	30	46	38	25
59	42	31	47	39	26
60	42	32	48	40	26
61	43	33	49	41	27
62	43	34	50	42	27
63	44	35	51	43	28
64	44	36	52	44	28
65	45	37	53	45	29
66	46	38	54	45	29
67	47	39	55	46	29
68	48	40	56	46	29
69	49	41	57	47	29
70	50	42	58	47	29
71	51	43	59	48	30
72	52	44	60	48	30
73	53	45	61	49	30
74	54	46	62	50	30
75	55	47	63	51	30
76	56	48	64	52	30
77	57	49	65	53	31
78	58	50	66	53	31
79	59	51	67	54	31
80	60	52	68	54	31
81	61	53	69	55	31
82	62	54	70	55	31
83	63	55	71	56	32
84	64	56	72	56	32
85	65	57	73	57	32
86	65	58	74	57	
87	66	59	75	58	
88	66	60	76	58	
89	67	61	77	59	
90	67	62	78	59	
91	68	63	79	60	
92	68	64	80	60	
93	69	65	81	60	
94	70	66	81	60	
95	71	67	82	61	

96	72	68	82	61	
97	73	69	83	61	
98	74	70	83	61	
99	75	71	84	62	
100	76	72	84	62	
101	77	73	85	62	
102	77	74	86	62	
103	78	75	87	63	
104	78	76	88	63	
105	79	77	88	63	
106	79	77	88	63	
107	80	77	89	64	
108	80	78	89	64	
109	81	78	89	65	
110	81	78	90	65	
111	81	79	90	66	
112	81	79	90	66	
113	81	79	91	67	
114	82	80	91	67	
115	82	80	91	68	
116	82	80	92	68	
117	82	81	92	69	
118	82	81	92		
119	83	81	93		
120	83	81	93		
121	83	82	93		
122	83	82			
123	83	82			
124	84	82			
125	84	83			
126	84	83			
127	84	83			
128	84	83			
129	85	84			
130	85	84			
131	85	84			
132	86	84			
133	86	85			
134	86	85			
135	87	85			

136	87	86			
137	87	86			
138	88	86			
139	88	86			
140	88	86			
141	89	87			
142	89	87			
143	89	87			
144	89	87			
145	90	87			
146	90	88			
147	90	88			
148	90	88			
149	91	88			
150	91	88			
151	91	89			
152	91	89			
153	92	89			
154	92				
155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				
164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第8 降格時号給対応表（第24条の2関係）

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級

1	33	21	21	9	13	17	12	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4
5	35	25	25	13	17	22	45	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9
10	42	30	30	18	22	32		
11	43	31	31	19	23	34		
12	44	32	32	20	24	36		
13	45	33	33	21	25	40		
14	46	34	34	22	26	44		
15	47	35	35	23	27	65		
16	48	36	36	24	28	72		
17	49	37	37	25	29	73		
18	50	38	38	26	30	73		
19	51	39	39	27	31	73		
20	52	40	40	28	32	73		
21	54	41	41	29	33	73		
22	56	42	42	30	34	73		
23	58	43	43	31	35	73		
24	60	44	44	32	36	73		
25	62	45	45	33	37	73		
26	64	46	46	34	38	73		
27	66	47	47	35	39	73		
28	68	48	48	36	40	73		
29	71	49	49	37	42	73		
30	74	50	50	38	44	73		
31	77	51	51	39	46	73		
32	80	52	52	40	48	73		
33	83	54	53	41	50	73		
34	86	56	54	42	52	73		
35	89	58	55	43	54	73		
36	92	60	56	44	56	73		
37	93	61	59	45	58	73		
38	93	62	62	46	68	73		
39	93	63	65	47	80	73		
40	93	64	68	48	84	73		

41	93	66	71	49	85	73		
42	93	68	74	50	85	73		
43	93	70	77	51	85	73		
44	93	72	80	52	85	73		
45	93	77	84	53	85	73		
46	93	82	88	54	85			
47	93	87	95	55	85			
48	93	92	102	56	85			
49	93	97	109	57	85			
50	93	102	109	58	85			
51	93	107	109	59	85			
52	93	116	109	60	85			
53	93	125	109	61	85			
54	93	125	109	62	85			
55	93	125	109	63	85			
56	93	125	109	64	85			
57	93	125	109	65	85			
58	93	125	109	66	85			
59	93	125	109	67	85			
60	93	125	109	72	85			
61	93	125	109	77	85			
62	93	125	109	80	85			
63	93	125	109	81	85			
64	93	125	109	82	85			
65	93	125	109	83	85			
66	93	125	109	84				
67	93	125	109	85				
68	93	125	109	85				
69	93	125	109	85				
70	93	125	109	85				
71	93	125	109	85				
72	93	125	109	85				
73	93	125	109	85				
74	93	125	109	85				
75	93	125	109	85				
76	93	125	109	85				
77	93	125	109	85				
78	93	125	109	85				
79	93	125	109	85				
80	93	125	109	85				

81	93	125	109	85				
82	93	125	109	85				
83	93	125	109	85				
84	93	125	109	85				
85	93	125	109	85				
86	93	125	109					
87	93	125	109					
88	93	125	109					
89	93	125	109					
90	93	125	109					
91	93	125	109					
92	93	125	109					
93	93	125	109					
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93							
111	93							
112	93							
113	93							
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							

121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

イ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	41	25	12
2	26	42	26	19
3	27	43	27	26
4	28	44	28	33
5	29	45	29	40
6	30	46	30	49
7	31	47	31	57
8	32	48	32	57
9	33	51	33	57
10	34	54	34	57
11	35	57	35	57
12	36	60	36	57
13	37	62	38	57
14	38	64	40	57
15	39	66	42	
16	40	68	44	
17	42	71	45	
18	44	74	46	
19	46	77	47	
20	48	80	48	
21	49	81	51	
22	50	82	54	
23	51	83	57	
24	52	84	60	
25	54	88	62	
26	56	92	66	
27	58	96	69	
28	60	100	72	
29	63	103	75	
30	66	108	78	
31	69	113	81	

32	72	118	81	
33	74	121	81	
34	76	121	81	
35	78	121	81	
36	80	121	81	
37	82	121	81	
38	84	121	81	
39	86	121	81	
40	88	121	81	
41	90	121	81	
42	92	121	81	
43	94	121	81	
44	96	121	81	
45	97	121	81	
46	98	121	81	
47	99	121	81	
48	100	121	81	
49	101	121	81	
50	102	121	81	
51	103	121	81	
52	104	121	81	
53	107	121	81	
54	110	121	81	
55	113	121	81	
56	116	121	81	
57	118	121	81	
58	120	121		
59	121	121		
60	121	121		
61	121	121		
62	121	121		
63	121	121		
64	121	121		
65	121	121		
66	121	121		
67	121	121		
68	121	121		
69	121	121		
70	121	121		
71	121	121		

72	121	121		
73	121	121		
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121			
83	121			
84	121			
85	121			
86	121			
87	121			
88	121			
89	121			
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			

112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

ウ 医療職給料表(1) 降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	33	21	23
2	34	22	26
3	35	23	30
4	36	24	33
5	37	25	73
6	38	26	73
7	39	27	73
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	
12	44	32	
13	47	33	
14	51	34	
15	55	35	
16	59	36	
17	62	37	
18	64	38	
19	65	39	
20	65	40	
21	65	42	
22	65	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	
26	65	52	

27	65	54	
28	65	56	
29	65	59	
30	65	62	
31	65	65	
32	65	70	
33	65	75	
34	65	80	
35	65	85	
36	65	85	
37	65	85	
38	65	85	
39	65	85	
40	65	85	
41	65	85	
42	65	85	
43	65	85	
44	65	85	
45	65	85	
46	65	85	
47	65	85	
48	65	85	
49	65	85	
50	65	85	
51	65	85	
52	65	85	
53	65	85	
54	65	85	
55	65	85	
56	65	85	
57	65	85	
58	65	85	
59	65	85	
60	65	85	
61	65	85	
62	65	85	
63	65	85	
64	65	85	
65	65	85	
66	65	85	

67	65	85	
68	65	85	
69	65	85	
70	65	85	
71	65	85	
72	65	85	
73	65	85	
74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		
80	65		
81	65		
82	65		
83	65		
84	65		
85	65		

エ 医療職給料表(2) 降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	21	13	21	21	21
2	22	22	14	22	22	22
3	23	23	15	23	23	23
4	24	24	16	24	24	24
5	25	25	17	25	25	26
6	26	26	18	26	26	28
7	27	27	19	27	27	30
8	28	28	20	28	28	32
9	29	29	21	29	29	38
10	30	30	22	30	30	44
11	31	31	23	31	31	50
12	32	32	24	32	32	53
13	33	33	25	33	33	53
14	34	34	26	34	34	53
15	35	35	27	35	35	53
16	36	36	28	36	36	53
17	37	37	29	37	37	53

18	38	38	30	38	38	53
19	39	39	31	39	39	53
20	40	40	32	40	40	53
21	41	41	33	41	43	53
22	42	42	34	42	46	53
23	43	43	35	43	49	53
24	44	44	36	44	52	53
25	46	45	37	46	54	53
26	48	46	38	48	56	53
27	50	47	39	50	58	53
28	52	48	40	52	63	53
29	54	49	41	54	68	53
30	56	50	42	56	73	53
31	58	51	43	58	77	53
32	60	52	44	60	77	53
33	62	53	45	63	77	53
34	64	54	46	66	77	53
35	66	55	47	69	77	53
36	68	56	48	72	77	53
37	70	57	49	76	77	53
38	72	58	50	80	77	
39	74	59	51	85	77	
40	76	60	52	90	77	
41	79	61	53	95	77	
42	82	62	54	100	77	
43	85	63	55	101	77	
44	85	64	56	101	77	
45	85	65	57	101	77	
46	85	66	58	101	77	
47	85	67	59	101	77	
48	85	68	60	101	77	
49	85	70	61	101	77	
50	85	72	62	101	77	
51	85	74	63	101	77	
52	85	76	64	101	77	
53	85	79	65	101	77	
54	85	82	66	101		
55	85	85	67	101		
56	85	90	68	101		
57	85	95	70	101		

58	85	100	72	101		
59	85	105	74	101		
60	85	105	76	101		
61	85	105	78	101		
62	85	105	80	101		
63	85	105	82	101		
64	85	105	84	101		
65	85	105	85	101		
66	85	105	86	101		
67	85	105	87	101		
68	85	105	88	101		
69	85	105	90	101		
70	85	105	109	101		
71	85	105	109	101		
72	85	105	109	101		
73	85	105	109	101		
74	85	105	109	101		
75	85	105	109	101		
76	85	105	109	101		
77	85	105	109	101		
78	85	105	109			
79	85	105	109			
80	85	105	109			
81	85	105	109			
82	85	105	109			
83	85	105	109			
84	85	105	109			
85	85	105	109			
86	85	105	109			
87	85	105	109			
88	85	105	109			
89	85	105	109			
90	85	105	109			
91	85	105	109			
92	85	105	109			
93	85	105	109			
94	85	105	109			
95	85	105	109			
96	85	105	109			
97	85	105	109			

98	85	105	109			
99	85	105	109			
100	85	105	109			
101	85	105	109			
102	85	105				
103	85	105				
104	85	105				
105	85	105				
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				

オ 医療職給料表 (3) 降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	29	13	21	25
2	17	30	14	22	26
3	17	31	15	23	27
4	18	32	16	24	28
5	19	33	17	25	29
6	20	34	18	26	30
7	21	35	19	27	31
8	22	36	20	28	32
9	24	37	21	29	33
10	25	38	22	30	34
11	26	39	23	31	35
12	28	40	24	32	36
13	29	41	25	33	37
14	30	42	26	34	38
15	31	43	27	35	39
16	32	44	28	36	40
17	33	45	29	37	42
18	34	46	30	38	44
19	35	47	31	39	46
20	36	48	32	40	48
21	37	49	33	41	50
22	38	50	34	42	52
23	39	51	35	43	54
24	40	52	36	44	56

25	41	53	37	45	58
26	42	54	38	46	60
27	43	55	39	47	62
28	44	56	40	48	64
29	45	57	41	49	70
30	46	58	42	50	76
31	47	59	43	51	82
32	48	60	44	52	85
33	49	61	45	53	85
34	50	62	46	54	85
35	51	63	47	55	85
36	52	64	48	56	85
37	53	65	49	57	85
38	54	66	50	58	85
39	55	67	51	59	85
40	56	68	52	60	85
41	58	69	53	61	85
42	60	70	54	62	85
43	62	71	55	63	85
44	64	72	56	64	85
45	65	73	57	66	85
46	66	74	58	68	85
47	67	75	59	70	85
48	68	76	60	72	85
49	69	77	61	73	85
50	70	78	62	74	85
51	71	79	63	75	85
52	72	80	64	76	85
53	73	81	65	78	85
54	74	82	66	80	85
55	75	83	67	82	85
56	76	84	68	84	85
57	77	85	69	86	85
58	78	86	70	88	
59	79	87	71	90	
60	80	88	72	94	
61	81	89	73	98	
62	82	90	74	102	
63	83	91	75	106	
64	84	92	76	108	

65	86	93	77	109	
66	88	94	78	109	
67	90	95	79	109	
68	92	96	80	109	
69	93	97	81	109	
70	94	98	82	109	
71	95	99	83	109	
72	96	100	84	109	
73	97	101	85	109	
74	98	102	86	109	
75	99	103	87	109	
76	100	104	88	109	
77	102	107	89	109	
78	104	110	90	109	
79	106	113	91	109	
80	108	116	92	109	
81	113	120	94	109	
82	118	124	96	109	
83	123	128	98	109	
84	128	132	100	109	
85	131	135	101	109	
86	134	140	102		
87	137	145	103		
88	140	150	106		
89	144	153	109		
90	148	153	112		
91	152	153	115		
92	156	153	118		
93	159	153	121		
94	162	153	121		
95	165	153	121		
96	168	153	121		
97	169	153	121		
98	169	153	121		
99	169	153	121		
100	169	153	121		
101	169	153	121		
102	169	153	121		
103	169	153	121		
104	169	153	121		

105	169	153	121		
106	169	153	121		
107	169	153	121		
108	169	153	121		
109	169	153	121		
110	169	153	121		
111	169	153	121		
112	169	153	121		
113	169	153	121		
114	169	153	121		
115	169	153	121		
116	169	153	121		
117	169	153	121		
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169				
123	169				
124	169				
125	169				
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				

145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

備考 これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(切替日における昇格又は降格した職員の号級の特例)
- 2 令和7年4月1日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる号給を同日の前日に受けていたものとみなして職員の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則第23条又は第24条の2の規定を適用する。
(雑則)
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

和歌山県人事委員会規則第8号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(適用除外職員) 第 2 条 職員条例第14条の 5 第 1 項第 1 号、教育職員条例第14条の 4 第 1 項第 1 号及び警察職員条例第12条の 4 第 1 項第 1 号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする ⑴ 略 ⑵ 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているものと並びに職員条例第14条第 2 項、教育職員条例第14条第 2 項及び警察職員条例第12条第 2 項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員	(適用除外職員) 第 2 条 職員条例第14条の 5 第 1 項第 1 号、教育職員条例第14条の 4 第 1 項第 1 号及び警察職員条例第12条の 4 第 1 項第 1 号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする ⑴ 略 ⑵ 職員の扶養親族たる者（職員条例第14条、教育職員条例第14条及び警察職員条例第12条に規定する扶養親族で、職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）第 9 条第 1 項、教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）第11条第 1 項又は警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第 8 号）第 7 条第 1 項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有

(権衡職員の範囲)

第 4 条 職員条例第 14 条の 5 第 1 項第 2 号、教育職員条例第 14 条の 4 第 1 項第 2 号及び警察職員条例第 12 条の 4 第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定める職員は、職員の単身赴任手当に関する規則（平成 2 年和歌山県人事委員会規則第 8 号）第 5 条第 2 項、教育職員の単身赴任手当に関する規則（平成 2 年和歌山県人事委員会規則第 9 号）第 5 条第 2 項及び警察官の単身赴任手当に関する規則（平成 2 年和歌山県人事委員会規則第 10 号）第 5 条第 2 項に該当する職員で、職員の単身赴任手当に関する規則第 5 条第 2 項第 2 号、教育職員の単身赴任手当に関する規則第 5 条第 2 項第 2 号及び警察官の単身赴任手当に関する規則第 5 条第 2 項第 2 号に規定する満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅として、職員の単身赴任手当に関する規則第 5 条第 2 項第 2 号、教育職員の単身赴任手当に関する規則第 5 条第 2 項第 2 号及び警察官の単身赴任手当に関する規則第 5 条第 2 項第 2 号に規定する異動又は公署の移転（新たに給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用）の直前の住居であつた住宅（職員の居住の用に供するための職員住宅並びに前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額 1 万 2,000 円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第 5 条 略
2 略

3 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実態を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第 6 条 任命権者は、職員から前条第 1 項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が職員条例第 14 条の 5 第 1 項、教育職員条例第 14 条の 4 第 1 項及び警察職員条例第 12 条の 4 第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第 3 項に規定する場合においても、同様とする。

2 略

(支給の始期及び終期)

第 8 条 住居手当の支給は、職員が新たに職員条例第 14 条の 5 第 1 項、教育職員条例第 14 条の 4 第 1 項及び警察職員条例第 12 条の 4 第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属す

し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(権衡職員の範囲)

第 4 条 職員条例第 14 条の 5 第 1 項第 2 号、教育職員条例第 14 条の 4 第 1 項第 2 号及び警察職員条例第 12 条の 4 第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定める職員は、職員の単身赴任手当に関する規則（平成 2 年和歌山県人事委員会規則第 8 号）第 5 条第 3 項、教育職員の単身赴任手当に関する規則（平成 2 年和歌山県人事委員会規則第 9 号）第 5 条第 3 項及び警察官の単身赴任手当に関する規則（平成 2 年和歌山県人事委員会規則第 10 号）第 5 条第 3 項に該当する職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員を除く。）で、職員の単身赴任手当に関する規則第 5 条第 3 項第 3 号、教育職員の単身赴任手当に関する規則第 5 条第 3 項第 3 号及び警察官の単身赴任手当に関する規則第 5 条第 3 項第 3 号に規定する満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅として、職員の単身赴任手当に関する規則第 5 条第 3 項第 3 号、教育職員の単身赴任手当に関する規則第 5 条第 3 項第 3 号及び警察官の単身赴任手当に関する規則第 5 条第 3 項第 3 号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずるものとして人事委員会が定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用）の直前の住居であつた住宅（職員の居住の用に供するための職員住宅並びに前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額 1 万 2,000 円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第 5 条 略
2 略

(確認及び決定)

第 6 条 任命権者は、職員から前条第 1 項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が職員条例第 14 条の 5 第 1 項、教育職員条例第 14 条の 4 第 1 項及び警察職員条例第 12 条の 4 第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 略

(支給の始期及び終期)

第 8 条 住居手当の支給は、職員が新たに職員条例第 14 条の 5 第 1 項、教育職員条例第 14 条の 4 第 1 項及び警察職員条例第 12 条の 4 第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第 5 条第 1 項の規定による

る月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第 5 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。	届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。
2 略	2 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第9号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則 (昭和33年和歌山県人事委員会規則第20号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第 6 条 普通交通機関等 (条例第15条第 4 項に規定する新幹線鉄道等 (以下「新幹線鉄道等」という。)) 以外の交通機関をいう。以下同じ。) に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。	(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第 6 条 普通交通機関等 (新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等以外の交通機関をいう。以下同じ。) に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。
第 7 条 略	第 7 条 略
第 8 条 条例第15条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額 (次項及び第11条の 2 第 4 項において「運賃等相当額」という。) は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間 (条例第15条第 8 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。) と同じくする定期券の価額 イ 略 (2)・(3) 略	第 8 条 条例第15条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額 (次項において「運賃等相当額」という。) は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間 (条例第15条第 7 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。) と同じくする定期券の価額 イ 略 (2)・(3) 略
2 略	2 略
(条例第15条第 4 項の人事委員会規則で定める職員) 第10条 条例第15条第 4 項の人事委員会規則で定める職員は、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる職員とする。	(新幹線鉄道等の利用の基準) 第10条 条例第15条第 4 項の人事委員会規則で定める基準は、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等 (以下「新幹線鉄道等」という。) を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる職員について、新幹線鉄道等を利用することにより次に掲げる通勤事情の改善が認められることとする。 (1) 新幹線鉄道等 (高速自動車国道等の有料の

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第15条第4項第1号に規定する特別料金等相当額(次条第4項において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

第11条の2 通勤手当は、支給単位期間(第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。)又は同項に定める期間(以下この条、第12条の2第2項第2号及び第13条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)第8条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が和歌山県の休日であることを定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下この項において「県の休日」という。))に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。)に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 略

4 条例第15条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、同条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額(第12条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)

道路を除く。)を利用する場合には、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると認められるものであること。

(2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当すると認められるものであること。

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第15条第4項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同号ア中「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

第11条の2 通勤手当は、支給単位期間(第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第13条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)第8条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 略

4 条例第15条第5項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第15条第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返納の事由及び額等)

第12条の2 条例第15条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 略

2 条例第15条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等(同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 略

(2) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第15条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合において、同号に規定する1箇月当たりの運賃相当額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第15条第4項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(第12条の2第3項第1号において、「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)の合計額が4万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第12条の2 条例第15条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第15条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 略

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

イ 第11条の2第4項第1号に掲げる通勤手

イ 略

- 3 条例第15条第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。） 5万5,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0円）

ウ 略

- 3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第15条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が4万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

- (2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 4万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円）

イ 第11条の2第4項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。） 4万5,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0円）

ウ 前号イに掲げる場合 人事委員会の定める額

- 4 条例第15条第6項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間) 第12条の3 条例第15条第8項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間 ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間 イ 略 (2) 略 2 略 第12条の4 略	(支給単位期間) 第12条の3 条例第15条第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間 ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間 イ 略 (2) 略 2 略 第12条の4 略
--	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第10号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

組 織			支給区分		部長又は部長相当職		次長又は次長相当職		課長又は課長相当職			課 長 補 佐 又は 課 長 補 佐 相 当 職
			1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種	7 種		
知 事	本 庁		理 事	参 事	局 長	万博推進担当参事	課 長	旅券事務長	副 課 長			
			知 事 室 長	技 監	技 監	参 事		企 画 員	主 幹			
			部 長	空港活性化担当参事				室 長	分 室 長			
			会計管理者						総括検査員			
地方機関	共 通					参 事		企 画 員	総括専門員			
									総括研究員			
									主 幹			
	振 興 局			局 長	局 長			部 長	副 部 長			
								支 所 長	支 所 次 長			
								海南工事事務所長	海南工事事務所次長			
								紀の川流域下水道事務	紀の川流域下水道事務			

						所長 ダム管理事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所長	所次長 近畿自動車道紀南高速事務所次長	
東京事務所			所 長				次 長 企業誘致統括員	
県税事務所				所 長			次 長	
消 防 学 校						校 長	副 校 長	
防災航空センター						所 長		
文 書 館						館 長	次 長	
世界遺産センター				所 長			事 務 長	
南紀熊野ジオパークセンター						所 長		
環境衛生研究センター				所 長			次 長 部 長	
鳥獣保護センター						所 長		
消費生活センター						所 長		
動物愛護センター						所 長		
中央児童相談所				所 長			次 長	
紀南児童相談所						所 長	次 長 分 室 長	
仙 溪 学 園						園 長	次 長	
ジェンダー平等推進センター						所 長		
DV相談支援センター						所 長		
障害児者サポートセンター						所 長		
精神保健福祉センター						所 長		
保 健 所						所 長 支 所 長	次 長 支 所 次 長	
高等看護学院			学 院 長	副 学 院 長		事 務 長	教 務 主 幹	
なぎ看護学校						学 校 長	副 学 校 長	
こころの医療センター			院 長	事 務 局 長			副 院 長 事務局次長 部 長 看護部副部長	
難病・こども保健相談支援センター						所 長		
公営競技事務所						所 長	次 長	
産業技術専門学院						学 院 長	副 学 院 長	

		工業技術セ ンター				所 長			副 所 長 部 長	
		農業試験場						場 長	副 場 長	
		農業試験場 暖地園芸セ ンター						所 長		
		果樹試験場						場 長	副 場 長	
		果樹試験場 かき・もも 研究所						所 長		
		果樹試験場 うめ研究所						所 長		
		畜産試験場						場 長		
		畜産試験場 養鶏研究所						所 長		
		林業試験場						場 長	副 場 長	
		水産試験場						場 長	副 場 長	
		農作物病害 虫防除所							所 長	
		家畜保健衛 生所						所 長		
		農林大学校						校 長 所 長	副 校 長 教 授 林業研修部 長	
		和歌山下津 港湾事務所						所 長	次 長	
県	議 会	事務局 長			事務局次長		課 長	室 長	副 課 長 副 室 長 総括調査員	
教育委員会	本	庁			局 長		課 長	室 長	副 課 長 主 幹	
	地方 機関	教育事務所						所 長	副 所 長	
		教育センタ ー学びの丘						所 長	副 所 長	
		図 書 館						副 館 長	紀南図書館 長 主 幹	
		近代美術館						副 館 長		
		博 物 館						副 館 長		
		紀伊風土記 の丘						副 館 長	主 幹	
		自然博物館						副 館 長	主 幹	
		県立学校							事 務 長	事 務 長
警 察	本	部			参 事 官		課 長 監 察 官	室 長 センター長 (田辺運転 免許センタ ー及び新宮 運転免許セ ンターに置 くものを除 く。)	次 席 副 所 長	
選挙管理委員会	本	庁					事務局 長		事務局次長	
	地方 機関	分 局						分 局 長		
監 査 委 員		事務局 長					課 長		副 課 長	

							総括調査員	
人 事 委 員 会	事務局 長				課 長		副 課 長	
労 働 委 員 会	事務局 長			事務局次長	課 長		副 課 長	
海区漁業調整委員会							事 務 局 長	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第11号

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年和歌山県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（管理職員特別勤務手当の額等） <u>第2条 条例第19条の4第3項の人事委員会規則で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u> <u>第3条 条例第19条の4第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>次号に掲げる職員以外の管理職員（第1条第1号に規定する職員をいう。以下この号及び次号並びに次項第1号及び第2号において同じ。） 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> ア～オ 略 (2) <u>定年前再任用短時間勤務職員（条例第9条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次項第2号において同じ。） である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> ア～オ 略 (3) <u>第1条第2号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項（職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下この号及び次号において「育児休業条例」という。）第24条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第3号において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額</u> ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 1万2,000円	（管理職員特別勤務手当の額等） <u>第2条 条例第19条の4第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>次号に掲げる職員以外の管理職員（前条第1号に規定する職員をいう。以下この号及び次号並びに次条において同じ。） 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> ア～オ 略 (2) <u>定年前再任用短時間勤務職員（条例第9条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次条第1項第2号において同じ。） である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> ア～オ 略 (3) <u>前条第2号に掲げる職員 任期付職員条例第7条第1項の規定により支給されることとなる給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に掲げる額</u> ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項（職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第24条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額 1万

イ～エ 略

- (4) 第1条第3号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は同条第5項(育児休業条例第23条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第4号において同じ。)の規定による給料月額に並び、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第5項の規定による給料月額 1万2,000円

イ 4号給及び5号給 1万円

ウ 2号給及び3号給 8,000円

エ 略

- 2 条例第19条の4第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に並び、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に並び、それぞれ次に定める額

ア 1種及び2種 6,000円

イ 3種 5,000円

ウ 4種及び5種 4,000円

エ 6種 3,000円

オ 7種 2,000円

- (2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に並び、それぞれ次に定める額

ア 1種及び2種 5,500円

イ 3種 4,500円

ウ 4種及び5種 3,500円

エ 6種 2,500円

オ 7種 1,500円

- (3) 第1条第2号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に並び、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 6,000円

イ 5号給 5,000円

ウ 2号給から4号給まで 4,000円

エ 1号給 3,000円

- (4) 第1条第3号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は同条第5項の規定による給料月額に並び、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第5項の規定による給料月額 6,000円

イ 4号給及び5号給 5,000円

ウ 2号給及び3号給 4,000円

エ 1号給 3,000円

2,000円

イ～エ 略

- (4) 前条第3号に掲げる職員 任期付研究員条例第5条第1項の規定により支給されることとなる給料表の号給又は給料月額に並び、それぞれ次に掲げる額

ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第5項(育児休業条例第23条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による給料月額 1万2,000円

イ 5号給 1万円

ウ 2号給から4号給まで 8,000円

エ 略

- 2 条例第19条の4第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第3条 条例第19条の4第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に並び、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に並び、それぞれ次に定める額

ア 1種及び2種 6,000円

イ 3種 5,000円

ウ 4種及び5種 4,000円

第 4 条 次に掲げる場合には、条例第19条の 4 第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第 2 項の勤務は、同条第 1 項の勤務とみなす。 (1) 条例第19条の 4 第 1 項の勤務をした後、引き続き同条第 2 項の勤務をした場合 (2) 条例第19条の 4 第 2 項の勤務をした後、引き続き同条第 1 項の勤務をした場合 第 5 条～第 7 条 略 附 則 (条例附則第17項の規定を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額) 2 条例附則第17項の規定を受ける職員に対する第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、当分の間、同条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。	エ 6 種 3,000円 オ 7 種 2,000円 (2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表第 2 の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1 種及び 2 種 5,500円 イ 3 種 4,500円 ウ 4 種及び 5 種 3,500円 エ 6 種 2,500円 オ 7 種 1,500円 2 条例第19条の 4 第 1 項の勤務をした後、引き続き同条第 2 項の勤務をした管理職員には、その引き続き勤務に係る同条第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。 第 4 条～第 6 条 略 附 則 (条例附則第17項の規定を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額) 2 条例附則第17項の規定を受ける職員に対する第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定の適用については、当分の間、第 2 条第 1 項第 1 号及び第 3 条第 1 項第 1 号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。
---	--

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和4年和歌山県人事委員会規則第 42号）の一部を次のように改正する。
- 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (経過措置) 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年和歌山県条例第41号）附則第 3 項に規定する暫定再任用職員は、この規則による改正後の職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第 3 条第 1 項第 2 号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。	附 則 (経過措置) 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年和歌山県条例第41号）附則第 3 項に規定する暫定再任用職員は、この規則による改正後の職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（以下この項において「新規則」という。）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項及び新規則第 3 条第 1 項の規定を適用する。

和歌山県人事委員会規則第12号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職の範囲) 第2条 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号。以下「職員条例」という。） 第20条第1項第1号に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職で次の第1号から第3号までに掲げるもの及び行政職給料表の適用を受ける職員の職で次の第4号に掲げるものとする。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げる職以外の職で職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号。附則第4項の表において「職員規則」という。）第9条の2第1項に規定する地域以外の地域若しくは同条第2項の規定により地域手当の級地が6級地とされる地域に所在する公署（同条第1項に規定する公署を除く。）に置かれるもの又は同条第2項の規定により地域手当の級地が5級地とされる地域に所在する公署（当該級地が1級地、2級地、3級地又は4級地とされる公署を除く。）若しくは当該級地が5級地とされる公署に置かれる職 (4) 略 2・3 略 (職員の範囲) 第3条 職員条例第20条第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1) 前条第1項に規定する職に採用された職員（同項第4号に規定する職に採用された職員にあっては、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証（次号及び次条第2号において「医師免許証」という。）又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証（次号及び同条第2号において「歯科医師免許証」という。）を有する者に限る。）であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（第3号及び第7条第1項において「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（同項において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（同項において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（次号、次条第2号及び第10条において「経過期間」という。）内に行われたもの (2) 略 (3) 前条第3項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する獣医師免許証（次条第3号において「獣医師免許証」という。）を有する者に限る。）であって、その採用が大学卒業の日から15年を経過するまでの期間内に行われたもの 第4条 職員条例第20条第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、<u>第10条</u>の職員	(職の範囲) 第2条 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号。以下「職員条例」という。） 第20条第1項第1号に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職で次の第1号から第3号までに掲げるもの及び行政職給料表の適用を受ける職員の職で次の第4号に掲げるものとする。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げる職以外の職で職員条例第14条の2第1項の人事委員会規則で定める地域以外の地域若しくは同条の規定による地域手当の級地が8級地とされる地域に所在する公署（同項の人事委員会規則で定める公署を除く。）に置かれるもの又は同条の規定による地域手当の級地が6級地若しくは7級地とされる地域に所在する公署（当該級地が1級地、2級地、3級地、4級地又は5級地とされる公署を除く。）若しくは当該級地が6級地若しくは7級地とされる公署に置かれる職 (4) 略 2・3 略 (職員の範囲) 第3条 職員条例第20条第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1) 前条第1項に規定する職に採用された職員（同項第4号に規定する職に採用された職員にあっては、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証（次号及び次条第2号において「医師免許証」という。）又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証（次号及び同条第2号において「歯科医師免許証」という。）を有する者に限る。）であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（第3号及び第8条第1項において「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（同項において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（同項において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（次号、次条第2号及び第11条において「経過期間」という。）内に行われたもの (2) 略 (3) 前条第3項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する獣医師免許証（次条第3号において「獣医師免許証」という。）を有する者に限る。）であって、その採用が大学卒業の日から13年を経過するまでの期間内に行われたもの 第4条 職員条例第20条第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、<u>第11条</u>の職員

のほか、次の各号に掲げる職員とする。
(1)～(3) 略

第 5 条 略

第 6 条 第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して 35 年（第 2 条第 3 項に規定する職を占める職員にあっては 15 年）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

（支給期間及び支給額）

第 7 条 初任給調整手当の支給期間は 35 年（第 2 条第 3 項に規定する職を占める職員にあっては 15 年）とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第 4 条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年和歌山県条例第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第 4 条に規定する職員となった日までの期間が 4 年（第 2 条第 1 項又は第 2 項に規定する職を占める職員であって臨床研修を経たものにあっては 6 年、同条第 1 項又は第 2 項に規定する職を占める職員であって実地修練を経たものにあっては 5 年、同条第 3 項に規定する職を占める職員にあっては 1 年）を超えることとなる職員（同条第 1 項又は第 2 項に規定する職を占める職員であって学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から 3 年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第 4 条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1 年に満たない期間があるときは、その期間を 1 年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 略

第 8 条 第 3 条又は第 4 条に規定する職員となった者（第 6 条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第 1 項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が 35 年（第 2 条第 3 項に規定する職を占める職員にあっては 15 年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条第 1 項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

第 11 条・第 12 条 略

のほか、次の各号に掲げる職員とする。
(1)～(3) 略

第 5 条 略

第 6 条 第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して 35 年（第 2 条第 3 項に規定する職を占める職員にあっては 13 年）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

（支給期間及び支給額）

第 7 条 初任給調整手当の支給期間は 35 年（第 2 条第 3 項に規定する職を占める職員にあっては 13 年）とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第 4 条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年和歌山県条例第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第 4 条に規定する職員となった日までの期間が 4 年（第 2 条第 1 項又は第 2 項に規定する職を占める職員であって臨床研修を経たものにあっては 6 年、同条第 1 項又は第 2 項に規定する職を占める職員であって実地修練を経たものにあっては 5 年、同条第 3 項に規定する職を占める職員にあっては 1 年）を超えることとなる職員（同条第 1 項又は第 2 項に規定する職を占める職員であって学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から 3 年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第 4 条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1 年に満たない期間があるときは、その期間を 1 年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 略

第 8 条 第 3 条又は第 4 条に規定する職員となった者（第 6 条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第 1 項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が 35 年（第 2 条第 3 項に規定する職を占める職員にあっては 13 年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条第 1 項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

第 11 条及び第 12 条 削除

第 13 条・第 14 条 略

附則第 4 項の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項職員				2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種		
1 年 未 満	円 416,600	円 370,400	円 310,000	円 252,400	円 51,600	円 50,000
1 年 以 上 2 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	47,000
2 年 以 上 3 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	44,000
3 年 以 上 4 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	41,000
4 年 以 上 5 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	38,000
5 年 以 上 6 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	35,000
6 年 以 上 7 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	49,800	32,000
7 年 以 上 8 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	48,000	29,000
8 年 以 上 9 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	46,200	26,000
9 年 以 上 10 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	44,400	23,000
10 年 以 上 11 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	42,600	20,000
11 年 以 上 12 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	40,800	17,000
12 年 以 上 13 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	39,000	14,000
13 年 以 上 14 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	37,200	11,000
14 年 以 上 15 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	35,800	8,000
15 年 以 上 16 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	34,400	
16 年 以 上 17 年 未 満	412,200	366,400	306,700	249,800	33,000	
17 年 以 上 18 年 未 満	407,800	362,400	303,400	247,200	31,600	
18 年 以 上 19 年 未 満	403,400	358,400	300,100	244,600	30,200	
19 年 以 上 20 年 未 満	399,000	354,400	296,800	242,000	28,800	
20 年 以 上 21 年 未 満	394,600	350,400	293,500	239,400	27,400	
21 年 以 上 22 年 未 満	382,600	340,400	286,100	233,800	26,800	
22 年 以 上 23 年 未 満	370,300	330,200	278,600	228,400	26,200	
23 年 以 上 24 年 未 満	358,500	320,500	271,600	222,900	25,200	
24 年 以 上 25 年 未 満	346,500	310,500	264,100	217,500	24,600	
25 年 以 上 26 年 未 満	334,400	300,500	256,800	212,100	24,000	
26 年 以 上 27 年 未 満	319,200	286,700	245,700	204,200	23,400	
27 年 以 上 28 年 未 満	304,400	273,200	235,000	196,300	22,800	
28 年 以 上 29 年 未 満	289,500	259,700	224,100	188,400	22,000	
29 年 以 上 30 年 未 満	274,200	245,900	213,100	180,600	21,700	
30 年 以 上 31 年 未 満	256,800	230,900	201,400	172,000	21,300	
31 年 以 上 32 年 未 満	239,300	216,000	189,500	163,700	20,700	

32年以上33年未満	222,000	201,100	178,000	154,800	19,800	
33年以上34年未満	191,400	176,200	158,500	142,200	18,900	
34年以上35年未満	163,400	153,200	140,500	130,100	18,200	
備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員並びに同項第3号の職を占める職員のうち同項第1号及び第2号に掲げる職以外の職で職員規則第9条の2第1項に規定する地域以外の地域又は同条第2項の規定により地域手当の級地が6級地とされる地域に所在する公署（同条第1項に規定する公署を除く。）に置かれるものを占める職員を、「3種」とは第2条第1項第3号の職を占める職員のうち職員規則第9条の2第2項の規定により地域手当の級地が5級地とされる地域に所在する公署（当該級地が1級地、2級地、3級地又は4級地とされる公署を除く。）又は当該級地が5級地とされる公署に置かれる職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。						

附則第5項の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
1年未満	円 36,100	円 35,000
1年以上2年未満	36,100	32,900
2年以上3年未満	36,100	30,800
3年以上4年未満	36,100	28,700
4年以上5年未満	36,100	26,600
5年以上6年未満	36,100	24,500
6年以上7年未満	34,900	22,400
7年以上8年未満	33,600	20,300
8年以上9年未満	32,300	18,200
9年以上10年未満	31,100	16,100
10年以上11年未満	29,800	14,000
11年以上12年未満	28,600	11,900
12年以上13年未満	27,300	9,800
13年以上14年未満	26,000	7,700
14年以上15年未満	25,100	5,600
15年以上16年未満	24,100	
16年以上17年未満	23,100	
17年以上18年未満	22,100	
18年以上19年未満	21,100	
19年以上20年未満	20,200	

20年以上21年未満	19,200	
21年以上22年未満	18,800	
22年以上23年未満	18,300	
23年以上24年未満	17,600	
24年以上25年未満	17,200	
25年以上26年未満	16,800	
26年以上27年未満	16,400	
27年以上28年未満	16,000	
28年以上29年未満	15,400	
29年以上30年未満	15,200	
30年以上31年未満	14,900	
31年以上32年未満	14,500	
32年以上33年未満	13,900	
33年以上34年未満	13,200	
34年以上35年未満	12,700	
備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。 2 この表において「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。		

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員				2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種		
1年未満	円 416,600	円 370,400	円 310,000	円 252,400	円 51,600	円 50,000
1年以上2年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	47,000
2年以上3年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	44,000
3年以上4年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	41,000
4年以上5年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	38,000
5年以上6年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	35,000
6年以上7年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	49,800	32,000
7年以上8年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	48,000	29,000
8年以上9年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	46,200	26,000
9年以上10年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	44,400	23,000
10年以上11年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	42,600	20,000
11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	40,800	17,000

12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	39,000	14,000
13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	37,200	11,000
14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	35,800	8,000
15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	34,400	
16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700	249,800	33,000	
17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400	247,200	31,600	
18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100	244,600	30,200	
19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800	242,000	28,800	
20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500	239,400	27,400	
21年以上22年未満	378,600	336,400	281,500	228,700	26,800	
22年以上23年未満	360,100	320,400	268,000	217,200	26,200	
23年以上24年未満	341,100	303,900	254,500	205,700	25,200	
24年以上25年未満	322,100	287,400	241,000	194,200	24,600	
25年以上26年未満	302,600	270,900	227,500	182,700	24,000	
26年以上27年未満	281,600	251,400	210,500	168,700	23,400	
27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500	154,700	22,800	
28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500	140,700	22,000	
29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500	126,400	21,700	
30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000	111,900	21,300	
31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500	97,400	20,700	
32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000	82,200	19,800	
33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000	64,200	18,900	
34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000	46,200	18,200	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号及び第4条の改正規定並びに第11条及び第12条を削り、第13条を第11条とし、第14条を第12条とする改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第13号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(成績率) 第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 <u>当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</u> ア イに掲げる職員以外の職員 $\frac{100分の31}{5}$（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号において「特定幹部職員等」という。）にあっては、$\frac{100分の37.5}{5}$） イ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 $\frac{100分の262.5}{0}$ (2) 定年前再任用短時間勤務職員 $\frac{100分の10}{0}$（特定幹部職員等にあっては、$\frac{100分の12}{0}$） 第6条・第7条 略	(成績率) 第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 <u>$\frac{100分の215}{5}$（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号において「特定幹部職員等」という。）にあっては、$\frac{100分の255}{5}$）</u> (2) 定年前再任用短時間勤務職員 $\frac{100分の10}{2.5}$（特定幹部職員等にあっては、$\frac{100分の122.5}{2.5}$） 第6条・第7条 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第14号

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(やむを得ない事情) 第2条 条例第15条の2第1項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) <u>配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</u> (2)～(5) 略 (権衡職員の範囲等)	(やむを得ない事情) 第2条 条例第15条の2第1項及び第3項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 (2)～(5) 略 (権衡職員の範囲等)

第 5 条 条例第15条の 2 第 3 項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第 2 条に規定するやむを得ない事情とする。

2 条例第15条の 2 第 3 項の同条第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(5) 略

(6) 前各号の規定中「公署を異にする異動又は
在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新
たに給料表の適用を受ける職員となったこと
に伴い」と、「第 2 条」とあるのを「前項」
と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適
用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる
職員たる要件に該当することとなる職員

(7) 略

(届出)

第 7 条 略

2 略

3 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第 8 条 任命権者は、職員から前条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第15条の 2 第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第 3 項に規定する場合においても、同様とする。

2 略

(支給の始期及び終期)

第 9 条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第15条の 2 第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第 1 項又は第 3 項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至っ

第 5 条 条例第15条の 2 第 3 項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第 9 条の 2 各号に掲げる法人の職員

(2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第12条第 1 号に規定する退職派遣者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、人事委員会がこれらに準ずる者であると認めるもの

2 条例第15条の 2 第 3 項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者とする。

3 条例第15条の 2 第 3 項の同条第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の 4 第 1 項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと（以下この号及び第 7 号において「採用」という。）に伴い、住居を移転し、第 2 条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが第 3 条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(2)～(6) 略

(7) 第 2 号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「国家公務員、職員以外の地方公務員又は第 1 項に定める者であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は採用に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は採用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(8) 略

(届出)

第 7 条 略

2 略

(確認及び決定)

第 8 条 任命権者は、職員から前条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第15条の 2 第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 略

(支給の始期及び終期)

第 9 条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第15条の 2 第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第 1 項又は第 3 項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する

た日以降の日で人事委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第 7 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。 2 略	月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第 7 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。 2 略
--	--

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の職員の単身赴任手当に関する規則第5条第2項第6号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- (職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 3 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(令和4年和歌山県人事委員会規則第39号)の一部を次のように改正する。
- 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 3 項の改正規定(「以下「採用」を「以下この号及び第 7 号において「採用」に改める部分に限る。」)は、公布の日から施行する。	附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 3 項の改正規定(「以下「採用」を「以下この号及び第 7 号において「採用」に改める部分に限る。」)は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、職員の単身赴任手当に関する規則第 2 条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生直前の住居から当該事由の発生直後に在勤する公署に通勤することが同規則第 3 条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和 4 年和歌山県条例第 41 号)附則第 3 項に規定する暫定再任用職員をいう。)は、職員の給与に関する条例(昭和 28 年和歌山県条例第 51 号)第 15 条の 2 第 3 項の同条第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。 (1) 地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号。以下この号及び次号並びに次項において「改正法」という。)附則第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定による採用(改正法による改正前の地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下この号において「旧法」という。)第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した日(旧法第 28 条の 3 又は改正法附則第 3 条第 5 項若しくは第 6 項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 6 条第 1 項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。

	) の翌日におけるものに限る。) をされたこと。 (2) <u>改正法附則第 4 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による採用 (改正法による改正後の地方公務員法 (以下この号及び次項において「新法」という。) 第28条の 6 第 1 項の規定により退職した日 (新法第28条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後退職した日及び新法第22条の 4 第 1 項又は改正法附則第 4 条第 2 項若しくは第 6 条第 2 項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。) の翌日におけるものに限る。) をされたこと。</u> 3 <u>改正法附則第 4 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新法第22条の 4 第 1 項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の職員の単身赴任手当に関する規則第 5 条第 3 項の規定の適用については、同項第 1 号中「退職した日」とあるのは、「退職した日 (地方公務員法の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第63号) 附則第 4 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。)」とする。</u> 4 <u>この規則による改正前の職員の単身赴任手当に関する規則第 5 条第 3 項第 1 号の規定は、この規則の施行の日前に同号に該当する職員については、この規則の施行後も、なおその効力を有する。</u>
--	--

和歌山県人事委員会規則第15号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則 (昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号) の一部を次のように改める。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(条例第13条第 4 項の人事委員会規則で定める事業) 第12条の 2 条例第13条第 4 項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 略 (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第16条第 1 項第 1 号アに規定する再就職手当の支給を受けたもの (3) 略 (就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続) 第16条 受給資格者は、次の各号に掲げる退職手当の支給を受けようとするときは、当該各号に定める書類に受給資格証を添えて、任命権者に提出しなければならない。 (1) 条例第13条第11項第 4 号の規定による退職手当	(条例第13条第 4 項の人事委員会規則で定める事業) 第12条の 2 条例第13条第 4 項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 略 (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第16条第 1 項第 1 号アに規定する就業手当又は同号イに規定する再就職手当の支給を受けたもの (3) 略 (就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続) 第16条 受給資格者は、次の各号に掲げる退職手当の支給を受けようとするときは、当該各号に定める書類に受給資格証を添えて、任命権者に提出しなければならない。 (1) 条例第13条第11項第 4 号の規定による退職手当 ア 雇用保険法第56条の 3 第 1 項第 1 号イに

ア 雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当 再就職手当に相当する退職手当支給請求書（別記第15号様式）

イ 雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当 就業促進定着手当に相当する退職手当支給請求書（別記第15号の2様式）

ウ 略

(2)・(3) 略

2・3 略

付 則

（特定退職者に関する暫定措置）

- 4 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第9条の2及び第16条第1項第1号アの規定の適用については、第9条の2中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第16条第1項第1号ア中「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当 就業手当に相当する退職手当支給請求書（別記第15号様式）

イ 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当 再就職手当に相当する退職手当支給請求書（別記第15号の2様式）

ウ 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当 就業促進定着手当に相当する退職手当支給請求書（別記第15号の3様式）

エ 略

(2)・(3) 略

2・3 略

付 則

（特定退職者に関する暫定措置）

- 4 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第9条の2及び第16条第1項第1号イの規定の適用については、第9条の2中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第16条第1項第1号イ中「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

別記第3号様式（裏面）及び別紙を次のように改める。

(裏面)

処 理 状 況					
基本手当に相当する退職手当	支給請求書 受理年月日	給 付			取扱者印
		認定(支給)期間	日 数	支 給 金 額	
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
公共職業訓練等		受講開始年月日	年 月 日		
		受講修了予定年月日	年 月 日		
技能 習得 手当	受講手当	日額	円	月	日支給開始
	通所手当	月額	円	月	日支給開始
寄宿手当		月額	円	月	日支給開始
傷病手当		日数	日		円
再就職手当		円			
就職促進定着手当		円			
常用就職支度手当		円			
移 転 費		円			
求 職 活 動 支 援 費	広域求職 活動費	円			
	短期訓練 受講費	円			
	求職活動 関係役務 利用費	円			
給付日数の延長		延長する 日 数	日	理由	年 月 日から 年 月 日まで
受給期間の延長		延長する 日 数	日	理由	受給期間満了年月日 年 月 日 まで延長
備 考					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別紙

注 意 事 項

- 1 この証は、失業者の退職手当を受けるために必要なものであるから、受給期間満了年月日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり、又は毀損したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 2 失業者の退職手当の支給を請求するときは、次の支給請求書に本証及び関係書類を添えて、任命権者に提出すること。

(1) 基本手当に相当する退職手当	基本手当に相当する退職手当支給請求書
(2) 技能習得手当に相当する退職手当	技能習得手当に相当する退職手当支給請求書
(3) 寄宿手当に相当する退職手当	寄宿手当に相当する退職手当支給請求書
(4) 傷病手当に相当する退職手当	傷病手当に相当する退職手当支給請求書
(5) 再就職手当に相当する退職手当	再就職手当に相当する退職手当支給請求書
(6) 就業促進定着手当に相当する退職手当	就業促進定着手当に相当する退職手当支給請求書
(7) 常用就職支度手当に相当する退職手当	常用就職支度手当に相当する退職手当支給請求書
(8) 移転費に相当する退職手当	移転費に相当する退職手当支給請求書
(9) 求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当	求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給請求書
(10) 求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当	求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給請求書
(11) 求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当	求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給請求書
- 3 写真貼付欄には、失業者の退職手当受給資格証等交付申請書の提出前 6 月以内に撮影した縦 4cm 横 3cm の正面脱帽半身像の写真を貼付すること。
- 4 公共職業訓練等を受講することになったときは、速やかに公共職業訓練等受講届及び公共職業訓練等通所届に本証を添えて、任命権者に提出すること。
- 5 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によって収入を得たときは、必ずその旨を届け出ること。
- 6 虚偽その他不正の行為（4 の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合もこれに該当する。）によって基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられる場合がある。
- 7 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかに受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所等変更届を提出すること。この場合において、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）及び本証を添付すること。
- 8 給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当を受けることができる最大限の日数である。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記第4号様式（裏面）を次のように改める。

(裏面)

支 給 経 過								
支 給 求 受 年 月 日 請 書 理 月 日	退職手当の区分		給 付		支 給 年 月 日	給 付 残 日 数 (日 分)	給 付 残 額 (円)	取扱 者 印
			期 間	支 給 日 数 又 は 支 給 月 金 額 (円)				
・ ・	☐	基本手当に相当する退職手当	・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・			・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・			・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・			・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・	☐	高年齢求職者給付金に相当する退職手当	・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・			・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・	☐	特例一時金に相当する退職手当	・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・			・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・	技能習得手当	受 講 手 当	・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・			・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・	得 手 当	通 所 手 当	・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・			・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・	寄 宿 手 当		・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・			・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・			・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・			・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・	傷 病 手 当		・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・			・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・			・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・	再 就 職 手 当		・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・	就職促進定着手当		・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・	常用就職支度手当		・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・	移 転 費		・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・	求 職 活 動 支 援 費	広域求職活動費	・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・		短期訓練受講費	・ ・ ～ ・ ・		・ ・			
・ ・		求職活動関係役務利用費	・ ・ ～ ・ ・		・ ・			

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- 2 受給資格証区分欄のうち、「一般」は基本手当に相当する退職手当を、「高年齢」は高年齢求職者給付金に相当する退職手当を、「特例」は特例一時金に相当する退職手当を意味し、該当する□にのみレを付けること。
- 3 退職手当の区分欄の該当する退職手当の□にのみレを付けること。

別記第11号様式（表面）を次のように改める。

(表面)

(必ず裏面の注意事項をよく読んでから記入してください。)

備考

別記第15号様式を削り、別記第15号の2様式を別記第15号様式とし、別記第15号の3様式を別記第15号の2様式とする。

別記第19号様式（裏面）及び別紙を次のように改める。

(裏面)

処 理 状 況					
高年齢求職者給付金に相当する退職手当	支給請求書	給 付			取扱者印
	受理年月日	認 定 (支 給) 期 間	日 数	支 給 金 額	
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
	公 共 職 業 訓 練 等		受 講 開 始 年 月 日	年 月 日	
受 講 修 了 予 定 年 月 日			年 月 日		
技能習得手当	受 講 手 当	日額 円 月 日 支給開始			
	通 所 手 当	月額 円 月 日 支給開始			
寄 宿 手 当		月額 円 月 日 支給開始			
傷 病 手 当		日数 日 円			
再 就 職 手 当		円			
就 職 促 進 定 着 手 当		円			
常 用 就 職 支 度 手 当		円			
移 転 費		円			
求 職 活 動 支 援 費	広 域 求 職 活 動 費	円			
	短 期 訓 練 受 講 費	円			
	求 職 活 動 関 係 役 務 利 用 費	円			
備 考					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別紙

注 意 事 項

- 1 この証は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、受給期限日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり、又は毀損したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 2 高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を請求するときは、次の支給請求書に本証及び関係書類を添えて、任命権者に提出すること。

(1) 高年齢求職者給付金に相当する退職手当	高年齢求職者給付金に相当する退職手当支給請求書
(2) 技能習得手当に相当する退職手当	技能習得手当に相当する退職手当支給請求書
(3) 寄宿手当に相当する退職手当	寄宿手当に相当する退職手当支給請求書
(4) 傷病手当に相当する退職手当	傷病手当に相当する退職手当支給請求書
(5) 再就職手当に相当する退職手当	再就職手当に相当する退職手当支給請求書
(6) 就業促進定着手当に相当する退職手当	就業促進定着手当に相当する退職手当支給請求書
(7) 常用就職支度手当に相当する退職手当	常用就職支度手当に相当する退職手当支給請求書
(8) 移転費に相当する退職手当	移転費に相当する退職手当支給請求書
(9) 求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当	求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給請求書
(10) 求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当	求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給請求書
(11) 求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当	求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給請求書
- 3 写真貼付欄には、失業者の退職手当受給資格証等交付申請書の提出前 6 月以内に撮影した縦 4cm 横 3cm の正面脱帽半身像の写真を貼付すること。
- 4 公共職業訓練等を受講することになったときは、速やかに公共職業訓練等受講届及び公共職業訓練等通所届に本証を添えて、任命権者に提出すること。
- 5 高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によって収入を得たときは、必ずその旨を届け出ること。
- 6 虚偽その他不正の行為（4 の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合もこれに該当する。）によって高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられる場合がある。
- 7 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかに受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所等変更届を提出すること。この場合において、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）及び本証を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記第22号様式（裏面）及び別紙を次のように改める。

(裏面)

処 理 状 況					
特例一時金に相当する退職手当	支給請求書	給 付			取扱者印
	受理年月日	認定(支給)期間	日 数	支 給 金 額	
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
	公 共 職 業 訓 練 等		受講開始年月日	年 月 日	
		受講修了予定年月日	年 月 日		
技 能 習 得 手 当	受 講 手 当	日額	円	月	日支給開始
	通 所 手 当	月額	円	月	日支給開始
寄 宿 手 当		月額	円	月	日支給開始
傷 病 手 当		日数	日		円
再 就 職 手 当		円			
就 職 促 進 定 着 手 当		円			
常 用 就 職 支 度 手 当		円			
移 転 費		円			
求 職 活 動 支 援 費	広 域 求 職 活 動 費	円			
	短 期 訓 練 受 講 費	円			
	求職活動関係 役務利用費	円			
備 考					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別紙

注 意 事 項

- 1 この証は、特例一時金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、受給期限日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり、又は毀損したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 2 特例一時金に相当する退職手当の支給を請求するときは、次の支給請求書に本証及び関係書類を添えて、任命権者に提出すること。

(1) 特例一時金に相当する退職手当	特例一時金に相当する退職手当支給請求書
(2) 技能習得手当に相当する退職手当	技能習得手当に相当する退職手当支給請求書
(3) 寄宿手当に相当する退職手当	寄宿手当に相当する退職手当支給請求書
(4) 傷病手当に相当する退職手当	傷病手当に相当する退職手当支給請求書
(5) 再就職手当に相当する退職手当	再就職手当に相当する退職手当支給請求書
(6) 就業促進定着手当に相当する退職手当	就業促進定着手当に相当する退職手当支給請求書
(7) 常用就職支度手当に相当する退職手当	常用就職支度手当に相当する退職手当支給請求書
(8) 移転費に相当する退職手当	移転費に相当する退職手当支給請求書
(9) 求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当	求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給請求書
(10) 求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当	求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給請求書
(11) 求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当	求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に一相当する退職手当支給請求書
- 3 写真貼付欄には、失業者の退職手当受給資格証等交付申請書の提出前 6 月以内に撮影した縦 4cm 横 3cm の正面脱帽半身像の写真を貼付すること。
- 4 公共職業訓練等を受講することになったときは、速やかに公共職業訓練等受講届及び公共職業訓練等通所届に本証を添えて、任命権者に提出すること。
- 5 特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によって収入を得たときは、必ずその旨を届け出ること。
- 6 虚偽その他不正の行為（4 の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も、これに該当する。）によって特例一時金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられる場合がある。
- 7 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかに受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所等変更届を提出すること。この場合において、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）及び本証を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記第27号様式から別記第29号様式まで中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別記第27号様式から別記第29号様式までの改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県人事委員会規則第16号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
機関		職	機関		職
略		略	略		略
知事 部局	本庁	理事 知事室長 部長 技監 会計管理者 参事 知事室次長 万博推進 担当参事 局長 空港活 性化担当参事 課長 室 長 副課長 主幹 企画 員 分室長 旅券事務長 総括検査員 課長補佐 、班長、主任、企画調整 員、副主任、主査、副主 査又は主事（秘書課に置 く知事又は副知事の秘書 に関する事務を担当する もの、人事課に置く人事 、組織又は定員配置に関 する事務を担当するもの 、職員課に置く給与に関 する事務を担当するもの 及び <u>考査課に置く分限又は懲戒に関する事務を担当するもの</u> に限る。）	知事 部局	本庁	理事 知事室長 部長 技監 会計管理者 参事 知事室次長 万博推進 担当参事 局長 <u>考査担当参事</u> <u>国際担当参事</u> 課長 室長 副課長 主 幹 企画員 総括課長補 佐 分室長 旅券事務長 総括検査員 課長補佐 、班長、主任、副主任、 主査、 <u>副主査又は主事（</u> 秘書課に置く知事又は副 知事の秘書に関する事務 を担当するもの、人事課 に置く人事又は給与に関 する事務を担当するもの 、 <u>考査課に置く分限又は懲戒に関する事務を担当するもの及び行政管理課に置く組織に関する事務又は定員配置に関する事務を担当するもの</u> に限る。）
地方 機関	略		地方 機関	略	
	県税事務 所	所長 企画員 次長		県税事務 所	所長 次長
	略	略		略	略
	防災航空 センター	所長 次長		防災航空 センター	所長

	略		
	南紀熊野 ジオパーク センター	所長 総括研究員	
	環境衛生 研究セン ター	所長 企画員 次長 部 長 総括研究員	
	略		
	こころの 医療セン ター	院長 副院長 部長 医 長（精神科に置くもの に限る。） 副部長（看護 部に置くものに限る。） 事務局長 事務局次長 主幹	
	略		
	果樹試験 場うめ研 究所	所長 副所長（人事、労 務について所長を補佐す るものに限る。） 総括 研究員	
	略	略	
	畜産試験 場養鶏研 究所	所長 副所長（人事、労 務について所長を補佐す るものに限る。） 総括 研究員	
	略	略	
	水産試験 場	参事 場長 副場長 総 括調査員	
	略		
	教育委員会	略	略
教育機 関		略	略
		図書館	館長 副館長 紀南図書 館長 主幹
		略	
		自然博物 館	館長 副館長 主幹
		略	略
略			

備考 この表の職欄に掲げる職を占める職員は、法律若しくは条例で設置されている職又は規則、和歌山県教育委員会規則、和歌山県人事委員会規則その他組織に関する定めにより令和7年4月1日において設置されていた職を占めている職員とする。

	略		
	南紀熊野 ジオパーク センター	所長 事務長 総括研究 員	
	環境衛生 研究セン ター	所長 次長 部長 総括 研究員	
	略		
	こころの 医療セン ター	院長 副院長 部長 医 長（精神科に置くもの に限る。） 副部長（看護 部に置くものに限る。） 事務局長 事務局次長	
	略		
	果樹試験 場うめ研 究所	副所長（人事、労務につ いて所長を補佐するもの に限る。） 総括研究員	
	略	略	
	畜産試験 場養鶏研 究所	副所長（人事、労務につ いて所長を補佐するもの に限る。） 総括研究員	
	略	略	
	水産試験 場	場長 副場長 総括調査 員	
	略		
	教育委員会	略	略
教育機 関		略	略
		図書館	館長 副館長 紀南図書 館長
		略	
		自然博物 館	館長 副館長
		略	略
略			

備考 この表の職欄に掲げる職を占める職員は、法律若しくは条例で設置されている職又は規則、和歌山県教育委員会規則、和歌山県人事委員会規則その他組織に関する定めにより令和6年4月1日において設置されていた職を占めている職員とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第17号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(扶養手当) 第11条 新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、人事委員会が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。 3 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の初日から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から1月を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。 4 扶養手当を受けている職員に、その月額を増額すべき事実が生じたときはその事実の生じた日の属する月の初日からその支給額を改定し、その月額を減額すべき事実が生じたときはその事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。 5 前2項の規定により扶養手当の支給を開始し	(扶養手当) 第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その者は、直ちにその旨を書面をもって任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（条例第14条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の初日からそれぞれその支給を開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から1月を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。 3 扶養手当は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の初日から支給額を改定し、第2号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合 (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 (3) 職員の条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間（同条第4項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合 4 第2項及び第3項の規定により扶養手当の支

、又は支給額を改定する場合において、第 1 項の規定による届出が、その月の給料の支給日以降になされたときは、その職員に対するその月の扶養手当は、翌月の給料の支給の際支給する。

6 前 3 項に定めるもののほか、扶養手当の支給については、給料の支給方法に準ずる。

7 任命権者は、第 1 項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。第 2 項に規定する場合においても、同様とする。この場合において、次の各号に掲げる者を扶養親族と認定することはできない。

(1) 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 略

8～10 略

(地域手当)

第11条の 3 略

2 条例第14条の 2 第 3 項の地域手当の級地は、国家公務員の地域手当の級地の例によるほか、和歌山市及び橋本市を除く和歌山県内の地域は、6 級地とする。

第11条の 4 条例第14条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 職員がその在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた前条第 1 項に規定する地域又は公署（以下この条において「地域手当支給地域等」という。）に引き続き 6 か月を超えて在勤していない場合であって、地域手当支給地域等に引き続き 6 か月を超えて在勤していたとき（定年前再任用短時間勤務職員であって法第22条の 4 第 1 項の規定による採用の前日に地域手当支給地域等に在勤をしていたものにあつては、当該在勤をしていた期間と当該採用の直後に地域手当支給地域等に在勤していた期間とを合算した期間が 6 か月を超えることとなるときを含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、同号に掲げるものの権衡上必要がある場合として人事委員会が定める場合

2 条例第14条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる場合 当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から 6 か月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る条例第14条の 2 第 2 項各号に定める割合のうち最も低い

給を開始し、又は支給額を改定する場合において、第 1 項の規定による届出が、その月の給料の支給日以降になされたときは、その職員に対するその月の扶養手当は、翌月の給料の支給の際支給する。

5 第 2 項から第 4 項までに定めるもののほか、扶養手当の支給については、給料の支給方法に準ずる。

6 任命権者は、第 1 項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。この場合において、次の各号に掲げる者を扶養親族と認定することはできない。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 略

7～9 略

(地域手当)

第11条の 3 略

2 条例第14条の 2 第 3 項の地域手当の級地は、国家公務員の地域手当の級地の例によるほか、和歌山市及び橋本市を除く和歌山県内の地域は、8 級地とする。

第11条の 4 条例第14条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定める場合は、職員がその在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた条例第14条の 2 第 1 項に規定する地域又は公署（以下この条において「地域手当支給地域等」という。）に引き続き 6 か月を超えて在勤していない場合であって、地域手当支給地域等に引き続き 6 か月を超えて在勤していた場合とする。

2 条例第14条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定める割合は、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から 6 か月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る条例第14条の 2 第 2 項各号に掲げる割合のうち最も低い割合とする。

割合
(2) 前項第2号に掲げる場合 別に人事委員会
が定める割合

第11条の5 略

2 条例第14条の3第2項の異動等に準ずるもの
として人事委員会規則で定めるものは、次に掲
げるものとする。

(1) 法第22条の4第1項の規定による採用(法
の規定により退職した日の翌日におけるもの
に限る。)をされること。

(2) 前号に掲げるもののほか、人事委員会が定
めるもの

別記第2号様式(第14条の8関係)
処 分 説 明 書

略

(一時差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差止められている期末手当又は勤勉手当が支給される。

1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
2～4 略

略

備考 略

第11条の5 略

別記第2号様式(第14条の8関係)
処 分 説 明 書

略

(一時差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差止められている期末手当又は勤勉手当が支給される。

1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
2～4 略

略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別記第2号様式の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(令和7年改正条例附則第4項の規定が適用される間の読替え)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、この規則による改正後の教育職員の給与に関する規則(附則第5項及び第6項において「新規則」という。)第11条第1項中「条例」とあるのは「教育職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和7年和歌山県条例第31号)附則第4項の規定により読み替えられた条例(第3項及び第10項において「読替え後の条例」という。)」と、同条第3項及び第10項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当)

- 3 教育職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和7年和歌山県条例第31号。次項において「令和7年改正条例」という。)附則第5項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合は、国家公務員の地域手当の級地の区分及び当該区分に応じた割合の例による。
- 4 令和7年改正条例附則第5項後段の人事委員会規則で定める級地は、国家公務員の地域手当の級地の例による。

(令和10年3月31日までの間における条例第14条の3の規定による地域手当に関する経過措置)

- 5 令和10年3月31日までの間における新規則第11条の4の規定の適用については、同条第1項中「次に」とあるのは「職員が異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6か月を超えて在勤していた場合であって、同日から6か月を遡った日の前日から当該異動等の日までの間に当該地域又は公署に係る条例第14条の2第2項各号に定める割合が変更されたとき(次項第1号において「支給割合の変更の場合」という。)及び次に」と、同条第2項第1号中「前項第1号」とあるのは「支給割合の変更の場合及び前項

第1号」と、「定める割合」とあるのは「定める割合（異動又は移転の日から6か月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日までの間において当該割合が変更された場合にあっては、当該期間の支給割合のうち最も低い割合）」とする。

（新規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

- 6 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号）附則第9項に規定する暫定再任用職員は、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第11条の4及び第11条の5の規定を適用する。この場合において、新規則第11条の4第1項第1号中「第22条の4第1項」とあるのは「第22条の4第1項又は職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第42号。次条第2項第1号において「令和4年定年条例改正条例」という。）附則第6項、第7項、第11項若しくは第12項」と、新規則第11条の5第2項第1号中「第22条の4第1項」とあるのは「第22条の4第1項又は令和4年定年条例改正条例附則第6項、第7項、第11項若しくは第12項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和4年定年条例改正条例附則第6項、第7項、第11項若しくは第12項の規定による採用に係る任期が満了した日」とする。

（雑則）

- 7 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

和歌山県人事委員会規則第18号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4 経験年数換算表（第7条関係）

経	歴	換 算 率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	100分の100
	その他の期間	100分の100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100分の100以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100分の100以下
	その他の期間	100分の50以下

別表第7及び別表第8を次のように改める。

別表第7 昇格時号給対応表（第23条関係）

ア 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2 級	特2級	3 級		4 級
			2級からの昇 格の場合	特2級からの 昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1
22	2	1	1	1	1
23	3	1	1	1	1
24	4	1	1	1	1
25	5	1	1	1	1
26	6	1	1	1	1
27	7	1	1	1	1
28	8	1	1	1	1
29	9	1	1	1	1
30	10	1	1	2	1
31	11	1	1	3	1
32	12	1	1	4	1
33	13	1	1	5	1
34	14	1	1	6	1
35	15	1	1	7	1
36	16	1	1	8	1
37	17	1	1	9	1

38	18	2	1	10	1
39	19	3	1	11	1
40	20	4	1	12	1
41	21	5	1	13	1
42	22	6	1	14	2
43	23	7	1	15	3
44	24	8	1	16	4
45	25	9	1	17	5
46	25	10	1	18	6
47	26	11	1	19	7
48	26	12	1	20	8
49	27	13	1	21	9
50	27	14	1	22	9
51	28	15	1	23	10
52	28	16	1	24	10
53	29	17	1	25	11
54	29	18	1	26	11
55	30	19	1	27	12
56	30	20	1	28	12
57	31	21	1	29	13
58	31	22	1	30	13
59	32	23	1	31	14
60	32	24	1	32	14
61	33	25	1	33	15
62	33	26	1	34	
63	34	27	1	35	
64	34	28	1	36	
65	35	29	1	37	
66	35	30	1	38	
67	36	31	1	39	
68	36	32	1	40	
69	37	33	1	41	
70	37	34	2	42	
71	38	35	3	43	
72	38	36	4	44	
73	39	37	5	45	
74	39	38	6	45	
75	40	39	7	46	
76	40	40	8	46	
77	41	41	9	47	

78	41	42	10	47	
79	42	43	11	48	
80	42	44	12	48	
81	43	45	13	49	
82	43	46	14	50	
83	44	47	15	51	
84	44	48	16	52	
85	45	49	17	53	
86	45	50	18	53	
87	46	51	19	53	
88	46	52	20	54	
89	47	53	21	54	
90	47	54	22	54	
91	48	55	23	55	
92	48	56	24	55	
93	49	57	25	55	
94	49	58	26	56	
95	50	59	27	56	
96	50	60	28	56	
97	51	61	29	57	
98	51	62	30	57	
99	52	63	31	57	
100	52	64	32	58	
101	53	65	33	58	
102	53	66	33	58	
103	54	67	34	59	
104	54	68	34	59	
105	55	69	35	59	
106	55	69	35		
107	56	70	36		
108	56	70	36		
109	57	71	37		
110	57	71	37		
111	57	72	38		
112	57	72	38		
113	58	73	39		
114	58	73	39		
115	58	74	40		
116	58	74	40		
117	59	75	41		
118	59	75	41		

119	59	76	41		
120	59	76	41		
121	60	77	41		
122	60	77	41		
123	60	77	41		
124	60	77	42		
125	61	77	42		
126	61	78	42		
127	61	78	42		
128	61	78	42		
129	61	78	42		
130	61	78	42		
131	62	79	43		
132	62	79	43		
133	62	79	43		
134	62	79	43		
135	62	79	43		
136	62	80	43		
137	63	80	43		
138	63	80	43		
139	63	80	43		
140	63	80	43		
141	63	81	43		
142	63	81	43		
143	64	82	44		
144	64	82	44		
145	64	83	44		
146	64				
147	64				
148	64				
149	65				
150	65				
151	66				
152	66				
153	67				

イ 中学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2 級	特2級	3 級		4 級
			2級からの昇 格の場合	特2級からの 昇格の場合	

1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	2	1	1	2	1
11	3	1	1	3	1
12	4	1	1	4	1
13	5	1	1	5	1
14	6	1	1	6	1
15	7	1	1	7	1
16	8	1	1	8	1
17	9	1	1	9	1
18	10	1	1	10	1
19	11	1	1	11	1
20	12	1	1	12	1
21	13	1	1	13	1
22	14	1	1	14	1
23	15	1	1	15	1
24	16	1	1	16	1
25	17	1	1	17	1
26	18	1	1	18	1
27	19	1	1	19	1
28	20	1	1	20	1
29	21	1	1	21	1
30	22	1	1	22	1
31	23	1	1	23	1
32	24	1	1	24	1
33	25	1	1	25	1
34	26	1	1	26	1
35	27	1	1	27	1
36	28	1	1	28	1
37	29	1	1	29	1
38	30	1	1	30	1
39	31	1	1	31	1
40	32	1	1	32	1
41	33	1	1	33	1

42	34	1	1	34	1
43	35	1	1	35	1
44	36	1	1	36	1
45	37	1	1	37	1
46	37	1	1	38	1
47	38	1	1	39	1
48	38	1	1	40	1
49	39	1	1	41	1
50	39	2	1	42	1
51	40	3	1	43	1
52	40	4	1	44	1
53	41	5	1	45	1
54	41	6	1	46	1
55	42	7	1	47	1
56	42	8	1	48	1
57	43	9	1	49	1
58	43	10	1	50	1
59	44	11	1	51	1
60	44	12	1	52	1
61	45	13	1	53	1
62	45	14	2	54	2
63	46	15	3	55	3
64	46	16	4	56	4
65	47	17	5	57	4
66	47	18	6	58	4
67	48	19	7	59	4
68	48	20	8	60	4
69	49	21	9	61	5
70	49	22	10	61	5
71	50	23	11	62	5
72	50	24	12	62	5
73	51	25	13	63	5
74	51	26	14	63	6
75	52	27	15	64	6
76	52	28	16	64	6
77	53	29	17	65	6
78	53	30	18	66	6
79	53	31	19	67	7
80	54	32	20	68	7
81	54	33	21	68	7

82	54	34	22	68	
83	55	35	23	68	
84	55	36	24	69	
85	55	37	25	69	
86	56	38	26	69	
87	56	39	27	69	
88	56	40	28	70	
89	57	41	29	70	
90	57	42	30	70	
91	58	43	31	70	
92	58	44	32	71	
93	59	45	33	71	
94	59	46	34	71	
95	60	47	35	71	
96	60	48	36	72	
97	61	49	37	72	
98	61	50	38	72	
99	61	51	39	72	
100	61	52	40	72	
101	62	53	41	73	
102	62	54	42	73	
103	62	55	43	74	
104	62	56	44	74	
105	63	57	45	75	
106	63	58	46		
107	63	59	47		
108	63	60	48		
109	64	61	49		
110	64	62	49		
111	64	63	50		
112	64	64	50		
113	65	65	51		
114	65	65	51		
115	65	66	52		
116	65	66	52		
117	66	67	53		
118	66	67	54		
119	66	68	55		
120	66	68	56		
121	67	69	57		
122	67	70	57		

123	67	71	58		
124	67	72	58		
125	68	73	59		
126		74	59		
127		75	60		
128		76	60		
129		77	61		
130		77	61		
131		78	62		
132		78	62		
133		78	62		
134		78	62		
135		79	62		
136		79	62		
137		79	62		
138		79	62		
139		80	62		
140		80	62		
141		80	62		
142		80	62		
143		81	62		
144		81	62		
145		81	62		
146		81	62		
147		82	62		
148		82	62		
149		82	62		
150		82	62		
151		83	63		
152		83	63		
153		83	63		
154		84	63		
155		84	63		
156		84	64		
157		85	64		

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第8 降格時号給対応表（第25条関係）

ア 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	特2級	3 級

		特2級からの 降格の場合	3級から降格 の場合		
1	21	37	69	29	41
2	22	38	70	30	42
3	23	39	71	31	43
4	24	40	72	32	44
5	25	41	73	33	45
6	26	42	74	34	46
7	27	43	75	35	47
8	28	44	76	36	48
9	29	45	77	37	50
10	30	46	78	38	52
11	31	47	79	39	54
12	32	48	80	40	56
13	33	49	81	41	58
14	34	50	82	42	60
15	35	51	83	43	61
16	36	52	84	44	61
17	37	53	85	45	61
18	38	54	86	46	61
19	39	55	87	47	61
20	40	56	88	48	61
21	41	57	89	49	61
22	42	58	90	50	
23	43	59	91	51	
24	44	60	92	52	
25	46	61	93	53	
26	48	62	94	54	
27	50	63	95	55	
28	52	64	96	56	
29	54	65	97	57	
30	56	66	98	58	
31	58	67	99	59	
32	60	68	100	60	
33	62	69	102	61	
34	64	70	104	62	
35	66	71	106	63	
36	68	72	108	64	
37	70	73	110	65	
38	72	74	112	66	
39	74	75	114	67	

40	76	76	116	68	
41	78	77	123	69	
42	80	78	130	70	
43	82	79	142	71	
44	84	80	145	72	
45	86	81	145	74	
46	88	82	145	76	
47	90	83	145	78	
48	92	84	145	80	
49	94	85	145	81	
50	96	86	145	82	
51	98	87	145	83	
52	100	88	145	84	
53	102	89	145	87	
54	104	90	145	90	
55	106	91	145	93	
56	108	92	145	96	
57	112	93	145	99	
58	116	94	145	102	
59	120	95	145	105	
60	124	96	145	105	
61	130	97	145	105	
62	136	98			
63	142	99			
64	148	100			
65	150	101			
66	152	102			
67	153	103			
68	153	104			
69	153	106			
70	153	108			
71	153	110			
72	153	112			
73	153	114			
74	153	116			
75	153	118			
76	153	120			
77	153	125			
78	153	130			
79	153	135			
80	153	140			

81	153	142			
82	153	144			
83	153	145			
84	153	145			
85	153	145			
86	153	145			
87	153	145			
88	153	145			
89	153	145			
90	153	145			
91	153	145			
92	153	145			
93	153	145			
94	153	145			
95	153	145			
96	153	145			
97	153	145			
98	153	145			
99	153	145			
100	153	145			
101	153	145			
102	153	145			
103	153	145			
104	153	145			
105	153	145			
106	153				
107	153				
108	153				
109	153				
110	153				
111	153				
112	153				
113	153				
114	153				
115	153				
116	153				
117	153				
118	153				
119	153				
120	153				

121	153				
122	153				
123	153				
124	153				
125	153				
126	153				
127	153				
128	153				
129	153				
130	153				
131	153				
132	153				
133	153				
134	153				
135	153				
136	153				
137	153				
138	153				
139	153				
140	153				
141	153				
142	153				
143	153				
144	153				
145	153				

イ 中学校教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給				
	1 級	2 級		特2級	3 級
		特2級からの 降格の場合	3級から降格 の場合		
1	9	49	61	9	61
2	10	50	62	10	62
3	10	51	63	11	63
4	11	52	64	12	68
5	12	53	65	13	73
6	13	54	66	14	78
7	14	55	67	15	81
8	15	56	68	16	81
9	17	57	69	17	81
10	18	58	70	18	81
11	19	59	71	19	81

12	20	60	72	20	81
13	21	61	73	21	81
14	22	62	74	22	81
15	23	63	75	23	81
16	24	64	76	24	81
17	25	65	77	25	81
18	26	66	78	26	81
19	27	67	79	27	81
20	28	68	80	28	81
21	29	69	81	29	81
22	30	70	82	30	
23	31	71	83	31	
24	32	72	84	32	
25	33	73	85	33	
26	34	74	86	34	
27	35	75	87	35	
28	36	76	88	36	
29	37	77	89	37	
30	38	78	90	38	
31	39	79	91	39	
32	40	80	92	40	
33	41	81	93	41	
34	42	82	94	42	
35	43	83	95	43	
36	44	84	96	44	
37	46	85	97	45	
38	48	86	98	46	
39	50	87	99	47	
40	52	88	100	48	
41	54	89	101	49	
42	56	90	102	50	
43	58	91	103	51	
44	60	92	104	52	
45	62	93	105	53	
46	64	94	106	54	
47	66	95	107	55	
48	68	96	108	56	
49	70	97	110	57	
50	72	98	112	58	
51	74	99	114	59	

52	76	100	116	60	
53	79	101	117	61	
54	82	102	118	62	
55	85	103	119	63	
56	88	104	120	64	
57	90	105	122	65	
58	92	106	124	66	
59	94	107	126	67	
60	96	108	128	68	
61	100	109	130	70	
62	104	110	150	72	
63	108	111	155	74	
64	112	112	157	76	
65	116	114	157	77	
66	120	116	157	78	
67	124	118	157	79	
68	125	120	157	83	
69	125	121	157	87	
70	125	122	157	91	
71	125	123	157	95	
72	125	124	157	100	
73	125	125	157	102	
74	125	126	157	104	
75	125	127	157	105	
76	125	128	157	105	
77	125	130	157	105	
78	125	134	157	105	
79	125	138	157	105	
80	125	142	157	105	
81	125	146	157	105	
82	125	150			
83	125	153			
84	125	156			
85	125	157			
86	125	157			
87	125	157			
88	125	157			
89	125	157			
90	125	157			
91	125	157			
92	125	157			

93	125	157			
94	125	157			
95	125	157			
96	125	157			
97	125	157			
98	125	157			
99	125	157			
100	125	157			
101	125	157			
102	125	157			
103	125	157			
104	125	157			
105	125	157			
106	125				
107	125				
108	125				
109	125				
110	125				
111	125				
112	125				
113	125				
114	125				
115	125				
116	125				
117	125				
118	125				
119	125				
120	125				
121	125				
122	125				
123	125				
124	125				
125	125				
126	125				
127	125				
128	125				
129	125				
130	125				
131	125				
132	125				

133	125				
134	125				
135	125				
136	125				
137	125				
138	125				
139	125				
140	125				
141	125				
142	125				
143	125				
144	125				
145	125				
146	125				
147	125				
148	125				
149	125				
150	125				
151	125				
152	125				
153	125				
154	125				
155	125				
156	125				
157	125				

備考 これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(切替日における昇格又は降格した職員の号級の特例)

- 2 令和7年4月1日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる号給を同日の前日に受けていたものとみなして教育職員の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則第23条又は第25条の規定を適用する。

(雑則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

和歌山県人事委員会規則第19号

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正

する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第 6 条 普通交通機関等(条例第15条の3第4項に規定する新幹線鉄道等(以下「<u>新幹線鉄道等</u>」という。))以外の交通機関をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。 第 7 条 略 第 8 条 条例第15条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項及び第11条の2第4項において「<u>運賃等相当額</u>」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間(条例第15条の3第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。))と同じくする定期券の価額 イ 略 (2)・(3) 略 2 略 (条例第15条の3第4項の人事委員会規則で定める職員) 第10条 条例第15条の3第4項の人事委員会規則で定める職員は、<u>新幹線鉄道等</u>を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる職員とする。 (新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第11条 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。 2 第7条の規定は、<u>新幹線鉄道等</u>の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。	(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第 6 条 普通交通機関等(新幹線鉄道等の特別急行列車、<u>高速自動車国道その他の交通機関等</u>以外の交通機関をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。 第 7 条 略 第 8 条 条例第15条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項において「<u>運賃等相当額</u>」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間(条例第15条の3第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。))と同じくする定期券の価額 イ 略 (2)・(3) 略 2 略 (<u>新幹線鉄道等の利用の基準</u>) 第10条 条例第15条の3第4項の人事委員会規則で定める基準は、<u>新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等</u>(以下「<u>新幹線鉄道等</u>」という。)を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる職員について、<u>新幹線鉄道等</u>を利用することにより次に掲げる通勤事情の改善が認められることとする。 (1) <u>新幹線鉄道等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。)</u>を利用する場合には、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると認められるものであること。 (2) <u>高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当すると認められるものであること。</u> (新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第11条 <u>新幹線鉄道等</u>に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。 2 第7条の規定は、<u>新幹線鉄道等</u>に係る通勤手当の額の算出について準用する。

- 3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、
 条例第15条の3第4項第1号に規定する特別料
金等相当額(次条第4項において「特別料金等
相当額」という。)の算出について準用する。
 この場合において、第8条第1項中「普通交通
 機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、
 同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」と
 あるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「
運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第
2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線
鉄道等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

- 第11条の2 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第12条の2第2項第2号及び第13条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）第10条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下この項において「県の休日」という。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 略
- 4 条例第15条の3第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、同条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第12条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第15条の3第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

- 3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、
 条例第15条の3第4項第1号に規定する特別料
金等の額の2分の1に相当する額の算出につい
て準用する。この場合において、第8条第1項
 中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄
 道等」と、同項第1号中「普通交通機関等」
 とあるのは「新幹線鉄道等」と、同号ア中「価
額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額
」と、同項第2号中「普通交通機関等」とある
のは「新幹線鉄道等」と、「運賃等」とある
のは「特別料金等の額の2分の1に相当する
」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるの
は「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(支給目等)

- 第11条の2 通勤手当は、支給単位期間（第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第13条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の教育職員の給与に関する規則（昭和32年と歌山県人事委員会規則第24号）第10条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

- 3 略
4 条例第15条の3第5項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第15条の3第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合において、同号に規定する1箇月当たりの運賃相当額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (2) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第15条の3第4項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(第12条の2第3項第1号において、「1箇月当たりの特別料金等2分の

(返納の事由及び額等)

第12条の2 条例第15条の3 第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 略

2 条例第15条の3 第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 略

(2) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0円）

イ 略

1相当額」という。）の合計額が4万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第12条の2 条例第15条の3 第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第15条の3 第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 略

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0円）

イ 第11条の2 第4項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。） 5万5,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0円）

ウ 略

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第15条の3 第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が4万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める

3 条例第15条の3第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第12条の3 条例第15条の3第8項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等においては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

額
ア イに掲げる場合以外の場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等 (同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額 (次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 4万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額 (事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0円)

イ 第11条の2第4項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 (ウに掲げる場合を除く。) 4万5,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0円)

ウ 前号イに掲げる場合 人事委員会の定める額

4 条例第15条の3第6項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第12条の3 条例第15条の3第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等においては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ 略 (2) 略 2 略 第12条の 4 略	イ 略 (2) 略 2 略 第12条の 4 略
----------------------------------	----------------------------------

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第20号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年和歌山県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員及び 育児短 時間勤 務に伴 う短時 間勤務 職員以 外の職 員	1 号給から 4 号給まで	円 2, 000	円 2, 500	円 4, 000	円 5, 700	円 7, 400
	5 号給から 8 号給まで	2, 000	2, 600	4, 300	5, 900	7, 500
	9 号給から 12 号給まで	2, 100	2, 800	4, 500	6, 000	7, 600
	13 号給から 16 号給まで	2, 200	2, 900	4, 700	6, 100	7, 700
	17 号給から 20 号給まで	2, 300	3, 000	4, 900	6, 300	7, 900
	21 号給から 24 号給まで	2, 400	3, 200	5, 100	6, 400	8, 000
	25 号給から 28 号給まで	2, 600	3, 300	5, 300	6, 600	
	29 号給から 32 号給まで	2, 700	3, 500	5, 400	6, 800	
	33 号給から 36 号給まで	2, 800	3, 700	5, 600	6, 900	
	37 号給から 40 号給まで	2, 900	3, 800	5, 700	7, 000	
	41 号給から 44 号給まで	3, 100	4, 100	5, 800	7, 100	
	45 号給から 48 号給まで	3, 200	4, 300	6, 000	7, 200	
	49 号給から 52 号給まで	3, 300	4, 500	6, 100	7, 300	
	53 号給から 56 号給まで	3, 400	4, 800	6, 300	7, 400	
	57 号給から 60 号給まで	3, 500	4, 900	6, 400	7, 500	
	61 号給から 64 号給まで	3, 600	5, 100	6, 500	7, 500	
	65 号給から 68 号給まで	3, 700	5, 300	6, 700		
	69 号給から 72 号給まで	3, 800	5, 400	6, 800		
	73 号給から 76 号給まで	3, 900	5, 500	6, 900		

	77号給から 80号給まで	4,000	5,600	6,900		
	81号給から 84号給まで	4,100	5,800	7,000		
	85号給から 88号給まで	4,100	5,900	7,200		
	89号給から 92号給まで	4,200	6,100	7,200		
	93号給から 96号給まで	4,300	6,200	7,200		
	97号給から100号給まで	4,400	6,300	7,300		
	101号給から104号給まで	4,400	6,400	7,300		
	105号給から108号給まで	4,500	6,500	7,300		
	109号給から112号給まで	4,500	6,600			
	113号給から116号給まで	4,600	6,700			
	117号給から120号給まで	4,700	6,800			
	121号給から124号給まで	4,700	6,900			
	125号給から128号給まで	4,800	6,900			
	129号給から132号給まで	4,900	6,900			
	133号給から136号給まで	4,900	7,000			
	137号給から140号給まで	4,900	7,100			
	141号給から144号給まで	5,000	7,100			
	145号給から148号給まで	5,100	7,100			
	149号給から152号給まで	5,100				
	153号給	5,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
育児短 時間勤 務に伴 う短時 間勤務 職員		2,100	2,600	4,500	5,100	6,400

備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず2,200円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額は、この表の額にかかわらず2,600円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭及び養護教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず2,200円とする。

別表第2(第2条関係)

中学校教育職員給料表の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員及び 育児短 時間勤 務に伴 う短時 間勤務 職員以 外の職 員	1 号給から 4 号給まで		円 2,000	円 2,100	円 4,000	円 4,900	円 7,400
	5 号給から 8 号給まで		2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	9 号給から 12号給まで		2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13号給から 16号給まで		2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17号給から 20号給まで		2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21号給から 24号給まで		2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	25号給から 28号給まで		2,600	2,900	5,300	5,900	
	29号給から 32号給まで		2,700	3,000	5,400	6,000	
	33号給から 36号給まで		2,800	3,200	5,600	6,100	
	37号給から 40号給まで		2,900	3,300	5,700	6,300	
	41号給から 44号給まで		3,100	3,500	5,800	6,400	
	45号給から 48号給まで		3,200	3,700	6,000	6,600	
	49号給から 52号給まで		3,300	3,800	6,100	6,800	
	53号給から 56号給まで		3,400	4,100	6,300	6,900	
	57号給から 60号給まで		3,500	4,300	6,400	7,000	
	61号給から 64号給まで		3,600	4,500	6,500	7,100	
	65号給から 68号給まで		3,700	4,800	6,700	7,200	
	69号給から 72号給まで		3,800	4,900	6,800	7,300	
	73号給から 76号給まで		3,900	5,100	6,900	7,400	
	77号給から 80号給まで		4,000	5,300	6,900	7,500	
	81号給から 84号給まで		4,100	5,400	7,000	7,500	
	85号給から 88号給まで		4,100	5,500	7,200		
	89号給から 92号給まで		4,200	5,600	7,200		
	93号給から 96号給まで		4,300	5,800	7,200		
	97号給から100号給まで		4,400	5,900	7,300		
	101号給から104号給まで		4,400	6,100	7,300		
	105号給から108号給まで		4,500	6,200	7,300		
	109号給から112号給まで		4,500	6,300			
	113号給から116号給まで		4,600	6,400			
	117号給から120号給まで		4,700	6,500			
	121号給から124号給まで		4,700	6,600			
	125号給から128号給まで		4,800	6,700			

	129号給から132号給まで		6,800			
	133号給から136号給まで		6,900			
	137号給から140号給まで		6,900			
	141号給から144号給まで		6,900			
	145号給から148号給まで		7,000			
	149号給から152号給まで		7,100			
	153号給から156号給まで		7,100			
	157号給		7,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
育児短 時間勤 務に伴 う短時 間勤務 職員		2,100	2,300	4,500	5,100	6,400

備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で講師、助教諭及び養護助教諭の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず2,200円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず2,600円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭及び養護教諭の職にある者のうち大学卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず2,600円とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第21号

教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年和歌山県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>(管理職員特別勤務手当の額等)</u> <u>第2条 条例第15条の6第3項の人事委員会規則</u> <u>で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した</u> <u>時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u>	<u>(管理職員特別勤務手当の額等)</u>

第3条 条例第15条の6第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の管理職員（第1条に規定する職員をいう。以下この号及び次号並びに次項第1号及び第2号において同じ。）次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア～ウ 略
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員（条例第9条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次項第2号において同じ。）である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～ウ 略

2 条例第15条の6第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア 1種 4,000円
イ 2種及び3種 3,000円
ウ 4種及び5種 2,000円
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア 1種 3,500円
イ 2種及び3種 2,500円
ウ 4種及び5種 1,500円

第4条 次に掲げる場合には、条例第15条の6第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 条例第15条の6第1項の勤務をした後、引き続き同条第2項の勤務をした場合
- (2) 条例第15条の6第2項の勤務をした後、引き続き同条第1項の勤務をした場合

第5条～第7条 略

附 則

第2条 条例第15条の6第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の管理職員（前条に規定する職員をいう。以下この号及び次号並びに次条において同じ。）次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア～ウ 略
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員（条例第9条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次条第1項第2号において同じ。）である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア～ウ 略

2 条例第15条の6第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第3条 条例第15条の6第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア 1種 4,000円
イ 2種及び3種 3,000円
ウ 4種及び5種 2,000円
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア 1種 3,500円
イ 2種及び3種 2,500円
ウ 4種及び5種 1,500円

2 条例第15条の6第1項の勤務をした後、引き続き同条第2項の勤務をした管理職員には、その引き続き勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第4条～第6条 略

附 則

(条例附則第12項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

- 2 条例附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項及び第2項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号及び第2項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

(条例附則第12項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

- 2 条例附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(令和4年和歌山県人事委員会規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (経過措置) 2 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第55号)附則第3項に規定する暫定再任用職員は、この規則による改正後の職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第3条第1項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>同条</u>の規定を適用する。	附 則 (経過措置) 2 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第55号)附則第3項に規定する暫定再任用職員は、この規則による改正後の職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(以下この項において「<u>新規則</u>」という。)第2条第1項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>同項及び新規則第3条第1項</u>の規定を適用する。

和歌山県人事委員会規則第22号

教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の単身赴任手当に関する規則(平成2年和歌山県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(やむを得ない事情) 第2条 条例第15条の5第1項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下同じ。)が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 (2)～(5) 略 (権衡職員の範囲等) 第5条 条例第15条の5第3項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、<u>第2条に規定するやむを得ない事情とする。</u>	(やむを得ない事情) 第2条 条例第15条の5第1項及び第3項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 (2)～(5) 略 (権衡職員の範囲等) 第5条 条例第15条の5第3項の人事委員会規則で定める<u>者は、次に掲げる者とする。</u>

2 条例第15条の5第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(5) 略

(6) 前各号の規定中「公署を異にする異動又は
在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新
たに給料表の適用を受ける職員となったこと
に伴い」と、「第2条」とあるのを「前項」
と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適
用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる
職員たる要件に該当することとなる職員

(7) 略

(届出)

第7条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者におい
て配偶者等との別居の状況等を認定することが
できる場合として人事委員会が定める場合には
、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第8条 任命権者は、職員から前条第1項の規定
による届出があったときは、その届出に係る事
実を確認し、その者が条例第15条の5第1項又
は第3項の職員たる要件を具備するときは、そ
の者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し
、又は改定しなければならない。前条第3項に
規定する場合においても、同様とする。

2 略

(支給の始期及び終期)

第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条
例第15条の5第1項又は第3項の職員たる要件
を具備するに至った日の属する月の翌月（その
日が月の初日であるときは、その日の属する月
）から開始し、職員が同条第1項又は第3項に
規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が
定める場合にあっては、当該要件を欠くに至っ
た日以降の日で人事委員会が定める日）の属す
る月（その日が月の初日であるときは、その日
の属する月の前月）をもって終わる。ただし、

(1) 沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員退職
手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9
条の2各号に掲げる者のほか、人事委員会がこ
れらに準ずる者であると認めるもの

(2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条
例（平成13年和歌山県条例第56号）第12条第
1号に規定する退職派遣者

(3) 前2号に掲げる者のほか、人事委員会がこ
れらに準ずる者であると認めるもの

2 条例第15条の5第3項の任用の事情等を考慮
して人事委員会規則で定める職員は、人事交流
等により給料表の適用を受ける職員となった者
とする。

3 条例第15条の5第3項の同条第1項の規定に
よる単身赴任手当を支給される職員との権衡上
必要があると認められるものとして人事委員会
規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以
下「法」という。）第22条の4第1項の規定
による採用（法の規定により退職した日の翌
日におけるものに限る。）をされたこと（以
下この号及び第7号において「採用」という
。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定す
るやむを得ない事情により、同居していた配
偶者と別居することとなった職員で、当該採
用の直前の住居から当該採用の直後に在勤す
る公署に通勤することが第3条に規定する基
準に照らして困難であると認められるものの
うち、単身で生活することを常況とする職員

(2)～(6) 略

(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異に
する異動又は在勤する公署の移転に伴い」と
あるのを「国家公務員、職員以外の地方公務
員又は第1項に定める者であった者から人事
交流等により引き続き給料表の適用を受ける
職員となったこと又は採用に伴い」と、「異
動又は公署の移転」とあるのを「適用又は採
用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる
職員たる要件に該当することとなる職員

(8) 略

(届出)

第7条 略

2 略

(確認及び決定)

第8条 任命権者は、職員から前条第1項の規定
による届出があったときは、その届出に係る事
実を確認し、その者が条例第15条の5第1項又
は第3項の職員たる要件を具備するときは、そ
の者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し
、又は改定しなければならない。

2 略

(支給の始期及び終期)

第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条
例第15条の5第1項又は第3項の職員たる要件
を具備するに至った日の属する月の翌月（その
日が月の初日であるときは、その日の属する月
）から開始し、職員が同条第1項又は第3項に
規定する要件を欠くに至った日の属する月（そ
の日が月の初日であるときは、その日の属する
月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任
手当の支給の開始については、第7条第1項の
規定による届出がこれに係る事実の生じた日か

単身赴任手当の支給の開始については、第 7 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。	ら15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
2 略	2 略

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の教育職員の単身赴任手当に関する規則第5条第2項第6号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- (教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 3 教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和4年和歌山県人事委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。
- 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 3 項の改正規定（「以下「採用」を「以下この号及び第 7 号において「採用」に改める部分に限る。」）は、公布の日から施行する。	附 則 (施行期日) <u>1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 3 項の改正規定（「以下「採用」を「以下この号及び第 7 号において「採用」に改める部分に限る。」）は、公布の日から施行する。</u> (経過措置) <u>2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、教育職員の単身赴任手当に関する規則第 2 条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第 3 条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員（教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年和歌山県条例第55号）附則第 3 項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第15条の 5 第 3 項の同条第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。</u> <u>(1) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号。以下この号及び次号並びに次項において「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定による採用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和 25 年法律第 2 6 1 号。以下この号において「旧法」という。）第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した日（旧法第 28 条の 3 又は改正法附則第 3 条第 5 項若しくは第 6 項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 6 条第 1 項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</u> <u>(2) 改正法附則第 4 条第 2 項又は第 6 条第 2 項</u>

	の規定による採用（改正法による改正後の地方公務員法（以下この号及び次項において「新法」という。）第28条の6第1項の規定により退職した日（新法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び新法第22条の4第1項又は改正法附則第4条第2項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。 3 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の教育職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項の規定の適用については、同項第1号中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。 4 この規則による改正前の教育職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第1号の規定は、この規則の施行の日前に同号に該当する職員については、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
--	---

和歌山県人事委員会規則第23号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（扶養手当） 第7条 新たに条例第12条第1項の警察官たる要件を具備するに至った警察官は、人事委員会が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている警察官の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。 3 扶養手当の支給は、警察官が新たに条例第12条第1項の警察官たる要件を具備するに至った日の属する月の初日から開始し、警察官が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から1月を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。	（扶養手当） 第7条 新たに警察官となった者に扶養親族がある場合又は警察官に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その者は、直ちにその旨を書面をもって任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（条例第12条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 2 扶養手当の支給は、新たに警察官となった者に扶養親族がある場合においてはその者が警察官となった日、警察官に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその警察官に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の初日からそれぞれその支給を開始し、扶養手当を受けている警察官が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている警察官の扶養親族で同項

4 扶養手当を受けている警察官に、その月額を増額すべき事実が生じたときはその事実の生じた日の属する月の初日からその支給額を改定し、その月額を減額すべき事実が生じたときはその事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

5 前 2 項の規定により扶養手当の支給を開始し、又は支給額を改定する場合において、第 1 項の規定による届出が、その月の給料支給日以降になされたときは、その警察官に対するその月の扶養手当は、翌月の給料の支給の際支給する。

6 前 3 項に定めるもののほか、扶養手当の支給については、給料の支給方法に準ずる。

7 任命権者は、第 1 項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。第 2 項に規定する場合においても、同様とする。この場合において、次の各号に掲げる者を扶養親族と認定することができない。

(1) 警察官の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 略

8～10 略

(地域手当)

第 8 条 略

2 条例第 12 条の 2 第 3 項の地域手当の級地は、国家公務員の地域手当の級地の例によるほか、和歌山市及び橋本市を除く和歌山県内の地域は、6 級地とする。

の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 1 月を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

3 扶養手当は、第 1 号、第 3 号又は第 5 号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の初日から支給額を改定し、第 2 号又は第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている警察官に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている警察官の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等（条例第 12 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 7 号までのいずれかに該当する扶養親族をいう。次号において同じ。）で第 1 項の規定による届出に係るものがある職務の級が 9 級である警察官が職務の級が 9 級である警察官以外の警察官となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職務の級が 9 級である警察官以外の警察官が職務の級が 9 級である警察官となった場合

(5) 警察官の条例第 12 条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間（同条第 4 項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

4 第 2 項及び第 3 項の規定により扶養手当の支給を開始し、又は支給額を改定する場合において、第 1 項の規定による届出が、その月の給料支給日以降になされたときは、その警察官に対するその月の扶養手当は、翌月の給料の支給の際支給する。

5 第 2 項から第 4 項までに定めるもののほか、扶養手当の支給については、給料の支給方法に準ずる。

6 任命権者は、第 1 項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。この場合において、次の各号に掲げる者を扶養親族と認定することができない。

(1) 警察官の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 略

7～9 略

(地域手当)

第 8 条 略

2 条例第 12 条の 2 第 3 項の地域手当の級地は、国家公務員の地域手当の級地の例によるほか、和歌山市及び橋本市を除く和歌山県内の地域は、8 級地とする。

第 8 条の 2 条例第 12 条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 警察官がその在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた前条第 1 項に規定する地域又は公署（以下この条において「地域手当支給地域等」という。）に引き続き 6 か月を超えて在勤していない場合であって、地域手当支給地域等に引き続き 6 か月を超えて在勤していたとき（定年前再任用短時間勤務警察官であって法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用の前日に地域手当支給地域等に在勤をしていたものにあつては、当該在勤をしていた期間と当該採用の直後に地域手当支給地域等に在勤していた期間とを合算した期間が 6 か月を超えることとなるときを含む。）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、同号に掲げるもののとの権衡上必要がある場合として人事委員会が定める場合
- 2 条例第 12 条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 前項第 1 号に掲げる場合 当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から 6 か月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る条例第 12 条の 2 第 2 項各号に定める割合のうち最も低い割合
- (2) 前項第 2 号に掲げる場合 別に人事委員会が定める割合

第 8 条の 3 略

- 2 条例第 12 条の 3 第 2 項の異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
- (1) 法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、人事委員会が定めるもの

別記第 2 号様式 (第 14 条の 8 関係)
処 分 説 明 書

略
(一時差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差止められている期末手当又は勤勉手当が支給される。 1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられなかった場合 2 ～ 4 略

第 8 条の 2 条例第 12 条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定める場合は、警察官がその在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた条例第 12 条の 2 第 1 項に規定する地域又は公署（以下この条において「地域手当支給地域等」という。）に引き続き 6 か月を超えて在勤していない場合であって、地域手当支給地域等に引き続き 6 か月を超えて在勤していた場合とする。

- 2 条例第 12 条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定める割合は、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から 6 か月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る条例第 12 条の 2 第 2 項各号に掲げる割合のうち最も低い割合とする。

第 8 条の 3 略

別記第 2 号様式 (第 14 条の 8 関係)
処 分 説 明 書

略
(一時差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差止められている期末手当又は勤勉手当が支給される。 1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかった場合 2 ～ 4 略

略

備考 略

略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別記第2号様式の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(令和7年改正条例附則第4項の規定が適用される間の読替え)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、この規則による改正後の警察職員の給与に関する規則(附則第5項及び第6項において「新規則」という。)第7条第1項中「条例」とあるのは「警察職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和7年和歌山県条例第36号)附則第4項の規定により読み替えられた条例(第3項及び第10項において「読替え後の条例」という。)」と、同条第3項及び第10項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当)

- 3 警察職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和7年和歌山県条例第36号。次項において「令和7年改正条例」という。)附則第5項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合は、国家公務員の地域手当の級地の区分及び当該区分に応じた割合の例による。
- 4 令和7年改正条例附則第5項後段の人事委員会規則で定める級地は、国家公務員の地域手当の級地の例による。

(令和10年3月31日までの間における条例第12条の3の規定による地域手当に関する経過措置)

- 5 令和10年3月31日までの間における新規則第8条の2の規定の適用については、同条第1項中「次に」とあるのは「警察官が異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6か月を超えて在勤していた場合であって、同日から6か月を遡った日の前日から当該異動等の日までの間に当該地域又は公署に係る条例第12条の2第2項各号に定める割合が変更されたとき(次項第1号において「支給割合の変更の場合」という。)及び次に」と、同条第2項第1号中「前項第1号」とあるのは「支給割合の変更の場合及び前項第1号」と、「定める割合」とあるのは「定める割合(異動又は移転の日から6か月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日までの間において当該割合が変更された場合にあつては、当該期間の支給割合のうち最も低い割合)」とする。

(新規則における暫定再任用職員である警察官に関する経過措置)

- 6 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第42号)附則第9項に規定する暫定再任用職員である警察官は、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員である警察官とみなして、新規則第8条の2及び第8条の3の規定を適用する。この場合において、新規則第8条の2第1項第1号中「第22条の4第1項」とあるのは「第22条の4第1項又は職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第42号。次条第2項第1号において「令和4年定年条例改正条例」という。)附則第6項、第7項、第11項若しくは第12項」と、新規則第8条の3第2項第1号中「第22条の4第1項」とあるのは「第22条の4第1項又は令和4年定年条例改正条例附則第6項、第7項、第11項若しくは第12項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和4年定年条例改正条例附則第6項、第7項、第11項若しくは第12項の規定による採用に係る任期が満了した日」とする。

(雑則)

- 7 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特定の警察官の在級年数の取扱い） 第9条 第16条の規定の適用を受けた警察官及び第17条に該当し、同条の規定の適用を受けた警察官に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、部内の他の警察官との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。 （新たに警察官となった者の職務の級） 第10条 略 2 第16条各号のいずれかに掲げる者から警察官となった者又は第17条に規定する職に採用された者に前項の規定を適用する場合において、部内の他の警察官との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。 （経験年数を有する者の号給） 第14条 新たに警察官となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに警察官となった者が第30条第1項に規定する特定警察官であるときは、<u>0</u>）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。 2・3 略 （特殊の職に採用する場合等の号給） 第17条 <u>特殊の技術、経験等を必要とする職に警察官を採用しようとする場合において、号給の決定について第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の警察官との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。</u> （特定警察官の昇給区分及び昇給の号給数） 第30条 警察官給料表の適用を受ける警察官でその職務の級が9級である警察官（以下この条及び次条において「特定警察官」という。）を給与条例第9条第1項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定警察官の勤務成績に	（特定の警察官の在級年数の取扱い） 第9条 第16条の規定の適用を受けた警察官及び第17条第1号に該当し、同条の規定の適用を受けた警察官に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、部内の他の警察官との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。 （新たに警察官となった者の職務の級） 第10条 略 2 第16条各号のいずれかに掲げる者から警察官となった者又は第17条第1号に規定する職に採用された者に前項の規定を適用する場合において、部内の他の警察官との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。 （経験年数を有する者の号給） 第14条 新たに警察官となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに警察官となった者が第30条第1項に規定する特定警察官であるときは、<u>3</u>）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。 2・3 略 （特殊の職に採用する場合等の号給） 第17条 <u>次に掲げる場合において、号給の決定について第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の警察官との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。</u> <u>(1) 特殊の技術、経験等を必要とする職に警察官を採用しようとする場合</u> （特定警察官の昇給区分及び昇給の号給数） 第30条 警察官給料表の適用を受ける警察官でその職務の級が8级以上である警察官（以下この条及び次条において「特定警察官」という。）を給与条例第9条第1項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定警察官の勤務成績

応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて任命権者が別に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をE（給与条例第9条第3項の適用を受ける警察官にあっては、C、D又はE）に決定された特定警察官は、昇給しない。

2～6 略

第35条 職員の分限に関する条例（昭和27年和歌山県条例第1号）第4条の規定により警察官を降号させる場合におけるその者の号給は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 次号に掲げる警察官以外の警察官 降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が警察官の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）
- (2) 警察官給料表の適用を受ける警察官でその職務の級が9級であるもの 降号した日の前日に受けていた号給より1号給下位の号給

績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて任命権者が別に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をE（給与条例第9条第3項の適用を受ける警察官にあっては、C、D又はE）に決定された特定警察官は、昇給しない。

2～6 略

第35条 職員の分限に関する条例（昭和27年和歌山県条例第1号）第4条の規定により警察官を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が警察官の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

別表第4を次のように改める。

別表第4 経験年数換算表（第7条関係）

経	歴	換 算 率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	警察官としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	100分の100
	その他の期間	100分の100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100分の100以下
その他の期間	警察官としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100分の100以下
	その他の期間	100分の50以下

別表第7及び別表第8を次のように改める。

別表第7 昇格時号給対応表（第21条関係）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1

7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4
22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5
38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5
44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	

48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	
51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	
72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		
79	70	67	55	47	69	41		
80	70	68	56	48	70	42		
81	71	69	57	49	71	42		
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		
84	72	72	60	50	74	43		
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51				
87	75	75	63	52				

88	76	76	64	52				
89	77	77	65	53				
90	78	78	66	53				
91	79	79	67	53				
92	80	80	68	54				
93	81	81	69	54				
94	82	82	70	54				
95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				
97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				
104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				
121	99	102	91	61				
122	99	102	91					
123	100	103	92					
124	100	103	92					
125	101	103	92					
126		104	92					
127		104	92					
128		104	92					

129		105	92					
130		105	92					
131		105	92					
132		106	92					
133		106	93					
134		106	93					
135		107	93					
136		107	93					
137		107	93					
138		108	94					
139		108	95					
140		108	96					
141		109	96					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第8 降格時号給対応表(第22条の2関係)

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	21	29	9	13	17	13
2	10	13	22	30	10	14	18	17
3	10	13	23	31	11	15	19	20
4	11	14	24	32	12	16	20	27
5	12	15	25	33	13	17	21	45
6	13	16	26	34	14	18	22	45
7	14	17	27	35	15	19	23	45
8	15	18	28	36	16	20	24	45
9	16	19	29	37	17	21	25	45
10	17	20	30	38	18	22	26	
11	18	22	31	39	19	23	27	
12	19	23	32	40	20	24	28	
13	20	24	33	41	21	25	29	
14	21	25	34	42	22	26	30	
15	22	26	35	43	23	27	31	
16	23	27	36	44	24	28	32	
17	24	28	37	45	25	29	33	
18	25	30	38	46	26	30	34	

19	27	30	39	47	27	31	35	
20	28	32	40	48	28	32	36	
21	29	33	41	49	29	33	37	
22	29	34	42	50	30	34	38	
23	30	35	43	51	31	35	39	
24	31	36	44	52	32	36	40	
25	33	37	45	53	33	37	42	
26	33	38	46	54	34	38	44	
27	34	39	47	55	35	39	46	
28	35	40	48	56	36	40	56	
29	37	41	49	57	37	41	67	
30	38	42	50	58	38	42	70	
31	39	43	51	59	39	43	73	
32	40	44	52	60	40	44	73	
33	41	45	53	61	41	45	73	
34	42	46	54	62	42	46	73	
35	43	47	55	63	43	47	73	
36	44	48	56	64	44	48	73	
37	45	49	57	66	45	51	73	
38	46	50	58	68	46	54	73	
39	47	51	59	70	47	57	73	
40	48	52	60	72	48	67	73	
41	49	53	61	73	49	79	73	
42	50	54	62	74	50	82	73	
43	51	55	63	75	51	85	73	
44	52	56	64	76	52	85	73	
45	53	57	65	77	53	85	73	
46	54	58	66	78	54	85		
47	55	59	67	79	55	85		
48	56	60	68	80	56	85		
49	57	61	70	82	57	85		
50	58	62	72	84	58	85		
51	59	63	74	86	59	85		
52	60	64	76	88	60	85		
53	61	65	77	91	61	85		
54	62	66	78	94	62	85		
55	63	67	79	97	63	85		
56	64	68	80	100	64	85		
57	65	69	81	101	65	85		
58	66	70	82	102	66	85		
59	67	71	83	103	67	85		

60	68	72	84	112	70	85		
61	69	73	85	121	71	85		
62	70	74	86	121	72	85		
63	71	75	87	121	73	85		
64	72	76	88	121	74	85		
65	73	77	89	121	75	85		
66	74	78	90	121	76	85		
67	75	79	91	121	77	85		
68	76	80	92	121	78	85		
69	78	81	93	121	79	85		
70	80	82	94	121	80	85		
71	82	83	95	121	81	85		
72	84	84	96	121	82	85		
73	85	85	97	121	83	85		
74	86	86	98	121	84			
75	87	87	99	121	85			
76	88	88	100	121	85			
77	89	89	101	121	85			
78	90	90	102	121	85			
79	91	91	103	121	85			
80	92	92	104	121	85			
81	93	93	105	121	85			
82	94	94	106	121	85			
83	95	95	107	121	85			
84	96	96	108	121	85			
85	97	97	110	121	85			
86	98	98	112					
87	99	99	114					
88	100	100	116					
89	101	102	118					
90	102	104	120					
91	103	106	122					
92	104	108	132					
93	107	109	137					
94	110	110	138					
95	113	111	139					
96	116	112	141					
97	118	113	141					
98	120	114	141					
99	122	115	141					

100	124	116	141					
101	125	119	141					
102	125	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145						
123	125	145						
124	125	145						
125	125	145						
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						

141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							

備考 この表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(切替日における昇格又は降格した警察官の号級の特例)
- 2 令和7年4月1日に昇格又は降格した警察官については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる号給を同日の前日に受けていたものとみなして警察官の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則第21条又は第22条の2の規定を適用する。
(雑則)
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

和歌山県人事委員会規則第25号

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第 6 条 普通交通機関等（<u>条例第13条第 4 項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）</u>以外の交通機関をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。 第 7 条 略 第 8 条 条例第13条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（次項及び第11条の 2 第 4 項において「<u>運賃等相当額</u>」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（<u>条例第13条第 8 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。</u>）と同じくする定期券の価額 イ 略	(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準) 第 6 条 普通交通機関等（<u>新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等</u>以外の交通機関をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。 第 7 条 略 第 8 条 条例第13条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（次項において「<u>運賃等相当額</u>」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（<u>条例第13条第 7 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。</u>）と同じくする定期券の価額 イ 略

(2)・(3) 略
2 略

(条例第13条第4項の人事委員会規則で定める警察官)

第10条 条例第13条第4項の人事委員会規則で定める警察官は、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる警察官とする。

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第13条第4項第1号に規定する特別料金等相当額(次条第4項において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

第11条の2 通勤手当は、支給単位期間(第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。)又は同項に定める期間(以下この条、第12条の2第2項第2号及び第13条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の警察職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号)第6条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職(警察官が離職の日又はその翌日(当該翌日が和歌山県の休日であることを定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下この項において「県の休日」という。))に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む

(2)・(3) 略
2 略

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第10条 条例第13条第4項の人事委員会規則で定める基準は、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる警察官について、新幹線鉄道等を利用することにより次に掲げる通勤事情の改善が認められることとする。

(1) 新幹線鉄道等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。)を利用する場合には、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると認められるものであること。

(2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに警察官の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当すると認められるものであること。

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第13条第4項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同号ア中「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

第11条の2 通勤手当は、支給単位期間(第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第13条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の警察職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号)第6条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した警察官には、当該通勤手当をその際支給する。

む。)に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)をし、又は死亡した警察官には、当該通勤手当をその際支給する。

3 略

4 条例第13条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、同条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額(第12条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第13条第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返納の事由及び額等)

第12条の2 条例第13条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される警察官について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 略

2 条例第13条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等(同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」とい

3 略

4 条例第13条第5項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 警察官が2以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第13条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合において、同号に規定する1箇月当たりの運賃相当額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 警察官が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第13条第4項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(第12条の2第3項第1号において、「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)の合計額が4万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第12条の2 条例第13条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される警察官について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第13条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

う。)

イ 略

- (2) 1 か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0 円)

イ 略

イ 略

- (2) 1 箇月当たりの運賃等相当額等が 5 万 5,000 円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 5 万 5,000 円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額 (事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0 円)

イ 第11条の2第4項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 (ウに掲げる場合を除く。) 5 万 5,000 円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0 円)

ウ 略

3. 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第13条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額 (2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額等」という。) が 4 万 5,000 円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等 (同号の改定後に 1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額等が 4 万 5,000 円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の 2 分の 1 に相当する額 (次号において「払戻金 2 分の 1 相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が 6 箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

- (2) 1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額等が 4 万 5,000 円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 4 万 5,000 円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金 2 分の 1 相当額のいずれか低い額 (事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0 円)

イ 第11条の2第4項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 (ウに掲げる場合を除く。) 4 万 5,000 円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月

3 条例第13条第7項の規定により警察官に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。 (支給単位期間) 第12条の3 条例第13条第8項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間 ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間 イ 略 (2) 略 2 略 第12条の4 略	までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0円) ウ 前号イに掲げる場合 人事委員会の定める額 4 条例第13条第6項の規定により警察官に前2項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。 (支給単位期間) 第12条の3 条例第13条第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間 ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間 イ 略 (2) 略 2 略 第12条の4 略
---	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第26号

警察官の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の単身赴任手当に関する規則(平成2年和歌山県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(やむを得ない事情) 第2条 条例第13条の2第1項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下同じ。)が疾病等により介護を必要とする状態にある警察官若しくは配偶者	(やむを得ない事情) 第2条 条例第13条の2第1項及び第3項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある警察官若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

の父母又は同居の親族を介護すること。

(2)～(5) 略

(権衡警察官の範囲等)

第 5 条 条例第13条の 2 第 3 項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第 2 条に規定するやむを得ない事情とする。

2 条例第13条の 2 第 3 項の同条第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される警察官との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める警察官は、次に掲げる警察官とする。

(1)～(5) 略

(6) 前各号の規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける警察官となったことに伴い」と、「第 2 条」とあるのを「前項」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる警察官たる要件に該当することとなる警察官

(7) 略

(届出)

第 7 条 略

2 略

3 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第 8 条 任命権者は、警察官から前条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第13条の 2 第 1 項又は第 3 項の警察官たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第 3 項に規定する場合においても、同様とする。

2 略

(支給の始期及び終期)

(2)～(5) 略

(権衡警察官の範囲等)

第 5 条 条例第13条の 2 第 3 項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第 9 条の 2 各号に掲げる法人の職員

(2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第12条第 1 号に規定する退職派遣者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、人事委員会がこれらに準ずる者であると認めるもの

2 条例第13条の 2 第 3 項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める警察官は、人事交流等により給料表の適用を受ける警察官となった者とする。

3 条例第13条の 2 第 3 項の同条第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される警察官との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める警察官は、次に掲げる警察官とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の 4 第 1 項の規定による採用(法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。)をされたこと(以下この号及び第 7 号において「採用」という。)に伴い、住居を移転し、第 2 条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった警察官で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが第 3 条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする警察官

(2)～(6) 略

(7) 第 2 号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「国家公務員、警察官以外の地方公務員又は第 1 項に定める者であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける警察官となったこと又は採用に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は採用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる警察官たる要件に該当することとなる警察官

(8) 略

(届出)

第 7 条 略

2 略

(確認及び決定)

第 8 条 任命権者は、警察官から前条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第13条の 2 第 1 項又は第 3 項の警察官たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 略

(支給の始期及び終期)

第9条 単身赴任手当の支給は、警察官が新たに
 条例第13条の2第1項又は第3項の警察官たる
 要件を具備するに至った日の属する月の翌月（
 その日が月の初日であるときは、その日の属す
 る月）から開始し、警察官が同条第1項又は第
 3項に規定する要件を欠くに至った日（人事委
 員会が定める場合にあつては、当該要件を欠く
 に至った日以降の日で人事委員会が定める日）
 の属する月（その日が月の初日であるときは、
 その日の属する月の前月）をもって終わる。た
 だし、単身赴任手当の支給の開始については、
 第7条第1項の規定による届出がこれに係る事
 実の生じた日から15日を経過した後にされたと
 きは、その届出を受理した日の属する月の翌月
 （その日が月の初日であるときは、その日の属
 する月）から行うものとする。

2 略

第9条 単身赴任手当の支給は、警察官が新たに
 条例第13条の2第1項又は第3項の警察官たる
 要件を具備するに至った日の属する月の翌月（
 その日が月の初日であるときは、その日の属す
 る月）から開始し、警察官が同条第1項又は第
 3項に規定する要件を欠くに至った日の属する
 月（その日が月の初日であるときは、その日の
 属する月の前月）をもって終わる。ただし、単
 身赴任手当の支給の開始については、第7条第
 1項の規定による届出がこれに係る事実の生じ
 た日から15日を経過した後にされたときは、そ
 の届出を受理した日の属する月の翌月（その日
 が月の初日であるときは、その日の属する月）
 から行うものとする。

2 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の警察官の単身赴任手当に関する規則第5条第2項第6号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける警察官となった者にも適用する。

(警察官の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 警察官の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和4年和歌山県人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 ただし、第5条第3項の改正規定（「以下「採用」を「以下この号及び第7号において「採用」に改める部分に限る。」）は、公布の日から施行する。	附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 ただし、第5条第3項の改正規定（「以下「採用」を「以下この号及び第7号において「採用」に改める部分に限る。」）は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、警察官の単身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった警察官であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用警察官（警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第58号）附則第3項に規定する暫定再任用警察官をいう。）は、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）第13条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される警察官との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める警察官とする。 (1) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この号及び次号並びに次項において「改正法」という。）附則第4条第1項又は第6条第1項の規定による採用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この号において「旧法」という。）第28条の2第1項の規定によ

	り退職した日（旧法第28条の3又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は改正法附則第4条第1項若しくは第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。 (2) 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定による採用（改正法による改正後の地方公務員法（以下この号及び次項において「新法」という。）第28条の6第1項の規定により退職した日（新法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び新法第22条の4第1項又は改正法附則第4条第2項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。 3 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新法第22条の4第1項の規定により採用された警察官に対するこの規則による改正後の警察官の単身赴任手当に関する規則第5条第3項の規定の適用については、同項第1号中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。 4 この規則による改正前の警察官の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第1号の規定は、この規則の施行の日前に同号に該当する警察官については、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
--	---

和歌山県人事委員会規則第27号

警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(管理職員特別勤務手当の額等) <u>第2条 条例第19条第3項の人事委員会規則で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u> 第3条 条例第19条第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 次号に掲げる警察官以外の管理警察官（第1条に規定する警察官をいう。以下この号及び次号並びに次項第1号及び第2号において同じ。） 次に掲げる当該管理警察官の占める職に係る規則別表第2の2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～エ 略	(管理職員特別勤務手当の額等) 第2条 条例第19条第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 次号に掲げる警察官以外の管理警察官（前条に規定する警察官をいう。以下この号及び次号並びに次条において同じ。） 次に掲げる当該管理警察官の占める職に係る規則別表第2の2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～エ 略

- (2) 定年前再任用短時間勤務警察官 (条例第 8 条第 2 項に規定する定年前再任用短時間勤務警察官をいう。次項第 2 号において同じ。) である管理警察官 次に掲げる当該管理警察官の占める職に係る規則別表第 2 の 2 の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア～エ 略

2 条例第 19 条第 3 項第 2 号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる警察官以外の管理警察官 次に掲げる当該管理警察官の占める職に係る規則別表第 2 の 2 の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア	1 種	6,000円
イ	2 種	5,000円
ウ	3 種及び 4 種	4,000円
エ	5 種	3,000円

- (2) 定年前再任用短時間勤務警察官である管理警察官 次に掲げる当該管理警察官の占める職に係る規則別表第 2 の 2 の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア	1 種	5,500円
イ	2 種	4,500円
ウ	3 種及び 4 種	3,500円
エ	5 種	2,500円

第 4 条 次に掲げる場合には、条例第 19 条第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、警察官がした同条第 2 項の勤務は、同条第 1 項の勤務とみなす。

- (1) 条例第 19 条第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした場合
(2) 条例第 19 条第 2 項の勤務をした後、引き続いて同条第 1 項の勤務をした場合

第 5 条～第 7 条 略

附 則

(条例附則第 10 項の規定の適用を受ける警察官の管理職員特別勤務手当の額)

- 2 条例附則第 10 項の規定の適用を受ける警察官に対する第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、当分の間、同条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「定める額」とあるのは、「定

- (2) 定年前再任用短時間勤務警察官 (条例第 8 条第 2 項に規定する定年前再任用短時間勤務警察官をいう。次条第 1 項第 2 号において同じ。) である管理警察官 次に掲げる当該管理警察官の占める職に係る規則別表第 2 の 2 の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア～エ 略

2 条例第 19 条第 3 項第 1 号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。

第 3 条 条例第 19 条第 3 項第 2 号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる警察官以外の管理警察官 次に掲げる当該管理警察官の占める職に係る規則別表第 2 の 2 の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア	1 種	6,000円
イ	2 種	5,000円
ウ	3 種及び 4 種	4,000円
エ	5 種	3,000円

- (2) 定年前再任用短時間勤務警察官である管理警察官 次に掲げる当該管理警察官の占める職に係る規則別表第 2 の 2 の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア	1 種	5,500円
イ	2 種	4,500円
ウ	3 種及び 4 種	3,500円
エ	5 種	2,500円

- 2 条例第 19 条第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした管理警察官には、その引き続き勤務に係る同条第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第 4 条～第 6 条 略

附 則

(条例附則第 10 項の規定の適用を受ける警察官の管理職員特別勤務手当の額)

- 2 条例附則第 10 項の規定の適用を受ける警察官に対する第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定の適用については、当分の間、第 2 条第 1 項第 1 号及び第 3 条第 1 項第 1 号中「定める額」と

める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

あるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和4年和歌山県人事委員会規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (経過措置) 2 警察官の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第58号）附則第3項に規定する暫定再任用警察官は、この規則による改正後の警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則第3条第1項第2号に規定する定年 前再任用短時間勤務警察官とみなして、<u>同条</u>の規定を適用する。	附 則 (経過措置) 2 警察官の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第58号）附則第3項に規定する暫定再任用警察官は、この規則による改正後の警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則（以下この項において「<u>新規則</u>」という。）第2条第1項第2号に規定する定年 前再任用短時間勤務警察官とみなして、<u>同項及び新規則第3条第1項</u>の規定を適用する。

和歌山県人事委員会規則第28号

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（平成29年和歌山県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
(管理職員等の範囲) 第2条 事務委託団体の管理職員等は、別表第1から別表第52までの左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を占める者とする。 別表第4（第2条関係） 美浜町の管理職員等の範囲 <table> <tr> <th>機関</th><th>職</th></tr> <tr> <td>議会事務局</td><td><u>参事</u> 局長</td></tr> <tr> <td>町長部局</td><td><u>参事</u> <u>課長</u> 会計管理者 主幹</td></tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td><td><u>参事</u> <u>課長</u> 主幹</td></tr> <tr> <td>こども園</td><td><u>参事</u> <u>園長</u> 副園長 所</td></tr> </table>	機関	職	議会事務局	<u>参事</u> 局長	町長部局	<u>参事</u> <u>課長</u> 会計管理者 主幹	教育委員会事務局	<u>参事</u> <u>課長</u> 主幹	こども園	<u>参事</u> <u>園長</u> 副園長 所	(管理職員等の範囲) 第2条 事務委託団体の管理職員等は、別表第1から別表第51までの左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を占める者とする。 別表第4（第2条関係） 美浜町の管理職員等の範囲 <table> <tr> <th>機関</th><th>職</th></tr> <tr> <td>議会事務局</td><td><u>局長</u></td></tr> <tr> <td>町長部局</td><td><u>課長</u> 会計管理者 主幹</td></tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td><td><u>課長</u> 主幹</td></tr> <tr> <td>こども園</td><td><u>園長</u> 副園長 所長</td></tr> </table>	機関	職	議会事務局	<u>局長</u>	町長部局	<u>課長</u> 会計管理者 主幹	教育委員会事務局	<u>課長</u> 主幹	こども園	<u>園長</u> 副園長 所長
機関	職																				
議会事務局	<u>参事</u> 局長																				
町長部局	<u>参事</u> <u>課長</u> 会計管理者 主幹																				
教育委員会事務局	<u>参事</u> <u>課長</u> 主幹																				
こども園	<u>参事</u> <u>園長</u> 副園長 所																				
機関	職																				
議会事務局	<u>局長</u>																				
町長部局	<u>課長</u> 会計管理者 主幹																				
教育委員会事務局	<u>課長</u> 主幹																				
こども園	<u>園長</u> 副園長 所長																				

	長
略	

別表第 8 (第 2 条関係)
みなべ町の管理職員等の範囲

機関	職
略	
こども園	園長 副園長
略	

別表第 9 (第 2 条関係)
日高川町の管理職員等の範囲

機関	職
略	略
町長部局	公室長 参事 課長 会計管理者 主幹 副課長 室長 課長補佐 保健 専門員 社会福祉専門員 介護支援専門員
略	

別表第25 (第 2 条関係)
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合の管理職員等
の範囲

機関	職
ひだか病院	院長 副院長 診療部長 部長 医長 医療技術 部長 科長 薬剤部長 副薬剤部長 事務長 次 長 課長 課長補佐 看 護部長 副看護部長 参 事 看護部統括補佐 看 護師長 副看護師長
略	略

別表第28 略

別表第29 (第 2 条関係)
富田川治水組合の管理職員等の範囲

機関	職
事務局	会計管理者 課長 副課 長

別表第30 略

別表第31 (第 2 条関係)
大辺路衛生施設組合の管理職員等の範囲

機関	職
----	---

略	

別表第 8 (第 2 条関係)
みなべ町の管理職員等の範囲

機関	職
略	
こども園	園長
略	

別表第 9 (第 2 条関係)
日高川町の管理職員等の範囲

機関	職
略	略
町長部局	参事 課長 会計管理者 主幹 副課長 室長 課長補佐 保健専門員 社会福祉専門員 介護支 援専門員
略	

別表第25 (第 2 条関係)
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合の管理職員等
の範囲

機関	職
ひだか病院	院長 副院長 診療部長 部長 医長 医療技術 部長 科長 薬剤部長 副薬剤部長 事務長 次 長 課長 課長補佐 看 護部長 副看護部長 看 護師長 副看護師長
略	略

別表第28 略

別表第29 略

別表第30 (第 2 条関係)
大辺路衛生施設組合の管理職員等の範囲

機関	職
----	---

衛生センター	会計管理者 センター長 課長 副課長
--------	-----------------------

別表第32～別表第39 略

別表第40 (第2条関係)

海南海草老人福祉施設事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
略	略
特別養護老人ホームやすらぎ園	参事 施設長 施設次長

別表第41 (第2条関係)

有田郡老人福祉施設事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
養護老人ホームなぎ園	会計管理者 園長 副園長 事務長

別表第42～別表第52 略

衛生センター	会計管理者 センター長 センター主幹
--------	-----------------------

別表第31～別表第38 略

別表第39 (第2条関係)

海南海草老人福祉施設事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
略	略
特別養護老人ホームやすらぎ園	参事 施設長 施設次長 看護師長

別表第40 (第2条関係)

有田郡老人福祉施設事務組合の管理職員等の範囲

機関	職
養護老人ホームなぎ園	会計管理者 園長 副園長

別表第41～別表第51 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。